

令和 7 年度

滋賀県予算施策に対する要望書

令和 6 年 9 月

滋 賀 県 市 長 会

令和6年 9月20日

滋賀県知事
三日月 大造 様

滋賀県市長会
会長 小椋正清

要 望 書

平素は、県内都市行政の運営に対し、格別の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

県内各市においては、急速な社会経済環境の変化の中にあっても、市民の生活や営みを守るため、様々な施策の推進に積極的に取り組んでいるところであり、引き続きの御支援をお願いいたします。

さて、国においては、本年6月に、経済財政運営と改革の基本方針2024を定め、中長期のミッションとして、少子高齢化・人口減少を克服し、国民が豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会の実現を掲げました。

県におかれては、来年度の国スポ、障スポ等の大規模イベントの取組を含め、基本構想第2期実施計画に掲げる政策の推進により、真に実効性のある施策が展開されますよう期待をいたしているところであります。

このような中であって、各市においては、国や県の方針を踏まえながら、住民に最も身近な基礎自治体として、地域社会の発展、魅力ある地域づくりのため、本要望書に取りまとめたとおり、子育て支援、いじめや不登校対策、激甚化・頻発化する自然災害への対応、障がい者（児）・高齢者の福祉、健康保険・医療の確保、文化・スポーツの振興、道路・河川等の整備、地域公共交通の維持、商工・観光・農林水産業の振興、企業の誘致、環境の保全など、多岐にわたる分野における施策の充実・強化について、各市間の連携のもと、真摯に取り組んでいるところであります。

つきましては、県と市の真のパートナーとしてのより一層の連携強化に向け、県の強力なリーダーシップのもと、各市の意見を聴かれ、その実情、取組を十分に把握・斟酌いただき、県内各市の諸施策、諸事業の推進に、特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

目 次

知 事 公 室.....	1
総 合 企 画 部.....	3
総 務 部.....	6
文 化 ス ポ ー ツ 部.....	9
琵琶湖環境部.....	14
健康医療福祉部.....	22
子 ど も 若 者 部.....	39
商 工 観 光 労 働 部.....	44
農 政 水 産 部.....	50
土 木 交 通 部.....	58
教 育 委 員 会.....	71
警 察 本 部.....	81

知 事 公 室

1 原子力安全対策の強化および財政支援について

原子力防災については、県と市町が一丸となって取り組むべき課題である。知事自らが先頭に立ち、これまで以上に強力なリーダーシップを発揮して、事項に関し、総合的かつ全面的な対策を講じられるとともに、国および原子力事業者に対しての働きかけについて、特段配慮を願いたい。

- (1) 県域での広域避難について、避難所の運営や除染、除染で発生した廃棄物処理などの課題に対し県が主体となって関係機関と調整を図ることで課題解決に取り組むこと。

また、安定ヨウ素剤の緊急配布の場合に備え、市の職員に対し安定ヨウ素剤の配布方法を明示するとともに、研修を行うこと。

- (2) 災害時に避難道路や緊急輸送道路として重要な役割を担う国道8号、161号の整備促進を国に働きかけるとともに、同303号、365号、367号の整備ならびに湖上避難を想定した港湾施設を国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策等を活用して設置し、交通網の整備拡充を進めること。
- (3) 原子力災害対策のために恒久的な財政支援を求めるとともに、国・県において市町の原子力防災を指導・補助する人材を定常的に確保すること。
- (4) UPZ圏内の自治体と同様または準じた防災計画を策定するなど、自らの判断により積極的な対策を講じているUPZ圏外の自治体に対する支援を講じること。
- (5) UPZ圏外における防護措置（屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用等）の具体的要領に関して防災指針等の整備を求めること。

2 地震・豪雨防災対策の強化および財政支援について

東日本大震災や熊本地震、令和6年1月1日に発生した能登半島地震をはじめ、台風や地球温暖化の影響による局地的な豪雨・豪雪など、近年各地で大規模自然災害が頻発しており、本県においても豪雨や台風、記録的大雪等により、県内各地で甚大な被害が発生している。

市民の生命と財産を守り安全・安心な生活を保障することは、行政に課せられた最大の責務であり、災害に強い国土を形成するためにも、次の事項について緊急に対策を講じられるよう国に働きかけられるとともに、県においても特段の配慮を願いたい。

- (1) 令和7年度限りとされている緊急防災・減災事業債の対象事業の拡充および恒久化
- (2) 県が主体となった備蓄品の整備および市町が整備する備蓄品等の購入費用に対する国および県からの恒久的な財政支援
- (3) 災害復旧に対する支援の充実と被災者生活再建支援法の適用要件（全壊および大規模半壊世帯数等）の緩和や支援金額の拡大による生活再建支援の充実
- (4) 能登半島地震を踏まえ、県内の複数市町で同時に公衆回線が寸断あるいは輻輳し使用困難になった場合を想定し、県全域で使用可能な移動系防災行政無線の整備
- (5) 能登半島地震を踏まえ、長期間ライフライン等が復旧できない場合においては、被災地に被災者をとどめる現在の避難の仕組みにとどまらず、県内の被害の少ない地域へ広域避難できる体制（手法）の県主導による検討・準備

〔新 規〕

総 合 企 画 部

1 多文化共生社会の実現に向けた諸施策の実施について

多文化共生社会の実現に向けて、次の諸施策の実施について積極的な措置が講じられるよう、国に働きかけられるとともに、県の重要施策としての推進について、特段の配慮を願いたい。

- (1) 県内共通の行政情報については、県において多言語化ややさしい日本語を用いた公文書に書き換えを行うとともに、迅速かつ的確に周知されたい。
- (2) 安定した就労のために国や企業と連携し、県内での外国語による職業訓練の更なる充実を図るとともに、外国語による技能資格試験の受験を促進し、就労につながる日本語教室など実効性のある就労支援を実施されたい。

また、日本語指導者の安定的な人材確保と育成について取り組まれたい。

〔商工観光労働部に再掲〕

2 外国人材受け入れ環境の整備に向けた市町への支援策の充実について

外国人材受け入れに対する国の施策の更なる充実と、柔軟な財政的援助を含め幅広い市町への支援策の実現に向けて国に働きかけられたい。

3 地籍調査事業について

地籍調査事業は市民の財産である土地の地籍を明確にし、次世代に大切な土地をつなぐ重要な事業であるとともに、自然災害発生時には、地籍が明確であることが早期復旧につながることから、災害復興には欠かせないものである。

地籍調査事業を推進するため、国土調査費の総額を確保するとともに、予算配分の内示に当たっては、スムーズに事業の計画・執行ができるよう、事前に市と調整をしたうえで予算内示を願いたい。

〔新 規〕

4 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の活用について

各市町がデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）をより活用し、効果のある事業を実施できるよう、県が積極的に地域再生計画を策定し、県全域に効果のある県連携事業を展開されたい。

5 円滑な統計調査の実施について

調査が円滑に進むよう、県が主体となって引き続き都道府県連協議会や国への要望を行うとともに、市町巡回審査時や日々の連絡手段において、各市町で実施している好事例などを適宜紹介し、調査の実施に合わせた情報交換の場を設けるなど、県内での円滑な調査実施に向けて、取組の先頭に立たれたい。

6 自治体情報システム標準化・共通化に係る 万全の措置について

自治体情報システム標準化・共通化（標準準拠システム利用）への移行およびガバメントクラウドでの運用を進めるに当たっては、市町の負担が極力軽減されるよう、総合的かつ全面的な対策を講じられるとともに、次の事項に関しての国への働きかけについて、特段の配慮を願いたい。

- （１） デジタル基盤改革支援補助金上限額の増額と、システムの利用料や標準化対象以外のシステムを補助対象とするなど対象経費の拡大
- （２） ガバメントクラウドおよび当該クラウド上で稼働する標準準拠システムの安定稼働への環境整備の確実な実施と移行後のシステム保守運用等に対する市町への支援

総 務 部

1 地方創生における「地方版総合戦略」の推進 と人口減少対策について

地方創生と人口減少の克服を総合的に推進するに当たり、次の事項に関しての総合的な支援について、特段の配慮を願いたい。

- (1) 中小企業の多くで若い世代の人材確保が喫緊の課題となっている。また、県内の大学に進学した新卒者の多くが就職時に県外へ流出していることから、定住・移住の推進および中小企業の人材確保支援策として、新卒者の県内中小企業への就職を対象とした奨学金返還支援制度を創設するなど、県内に在学する学生の県内就職率の向上と、県外学生が県内企業に就職する新しい人の流れをつくる効果的な施策を構築されたい。
- (2) 平成29年度に開設された首都圏情報発信拠点「ここ滋賀」で、令和元年度から開始された市町等協働フェアを引き続き実施され、更に地元企業が県外企業と商談を行なったり、人材確保のため、Iターン・Uターン希望者に求人情報を提供できるよう、門戸を広げ、利用しやすい運用体制の整備を行い、首都圏から本県への魅力的な人材、仕事の流れを生み出す新たな仕組みづくりを願いたい。

〔商工観光労働部に再掲〕

2 公共施設等適正管理推進事業債の拡充 および期間撤廃について

- (1) 「公共施設等適正管理推進事業債」制度について、交付税算入率および事業メニューの拡充を行うとともに、期間撤廃されるよう国に働きかけられたい。
- (2) 災害時における支援、復旧や復興に係る継続的な行政サービス提供に無くてはならない重要な拠点となる公用の建築物である耐震化済みの市役所庁舎等についても、「公共施設等適正管理推進事業債」(長寿命化事業)の対象となるよう、国に働きかけられたい。

3 辺地対策事業債の配分について

人口減少による地域の担い手不足など、人口減少問題が抱える地域社会への影響が深刻になりつつある中、辺地を有する市町にとって辺地対策事業債は大変有効な制度である。辺地に係る公共的施設の総合整備計画に定められている辺地対策事業債の予定額が毎年度の地方債計画に計上され、満額が配分されるよう、国に働きかけられたい。

〔新 規〕

4 鉄道対策事業債の弾力的な運用について

近江鉄道線は県全体の発展に関わる重要な公共交通機関である。その近江鉄道線管理機構負担金について、鉄道対策事業債の対象となるよう、国に働きかけられたい。

〔新 規・土木交通部に再掲〕

5 自治振興交付金の見直しについて

市町がそれぞれの地域の実情に応じ独自性を発揮した施策を展開するために設けられた自治振興交付金について、地域の課題やニーズへの重点的な取組や的確な対応が継続できるよう、新規事業の創設や老朽化の進んだ集会所施設等の解体など既存事業に係る対象事業の拡大および交付限度額の見直しなど、制度の拡充を図られたい。

6 エネルギー・食料品等の物価高騰に係る 地方財政支援について

- (1) エネルギー・食料品価格高騰等による生活者、事業者を支援するため「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」に類する新たな交付金の創設について国に働きかけられたい。
また、エネルギー・食料品等の物価高騰による一般行政経費への支援について、何らかの財政措置を講じられるよう国に働きかけられたい。
- (2) 地方創生臨時交付金の増額をはじめとした財政措置、特に、原油価格・物価高騰への対応に向けては、地域の実情に応じた継続的な財政支援について国に働きかけられたい。

文化スポーツ部

1 国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会に向けた取組について

令和7年開催予定のわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ開催に当たっては、県が主体性を発揮され簡素で効果的な大会となるよう、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 各種競技施設の整備に係る県からの各市町への支援措置については、一律、補助率2分の1、上限1億円と示されているが、内定した競技種目および競技種目数によっては複数の施設や異なるコート等の整備が必要であり、あわせて中央競技団体の視察の指摘以外に、競技団体からの要望もあり、エレベーターやトイレ等のユニバーサルデザイン化の整備も含めると費用が多額となる。

また、駐車場の整備等は補助対象外とされているが、複数の競技を行う施設では相当の混雑が予想されることや介助者とともに利用できるトイレや更衣室等の仮設設備の設置についても先催県の事例から、対策は必要不可欠である。

以上のことから、トイレや駐車場を含む施設の長寿命化や改修について補助制度の拡充など国に働きかけるとともに、当該支援措置の補助率や上限額、補助対象区分については、個々の実情や競技種目および内定数を十分に踏まえ、大幅な拡充や柔軟な運用による支援を願いたい。

特に障害者スポーツ大会競技会場の整備においては、競技者や競技団体等の関係者、観戦者等の来場者に対して、よりきめ細かな配慮を行う必要があり、バリアフリー化事業に対して、現行の補助制度で規定される補助限度額（1施設につき1,500万円）の撤廃等の対応を願いたい。

さらに、特殊競技など仮設施設が多い競技種目は設営お

よび運営経費が増大することから、競技に必要不可欠な施設を仮設で設営する場合については、市町の実情に合った支援となるよう、適正に施設整備費補助金の対象とし、運営経費についても上限を設けないとともに、前年（令和6年）大会の佐賀県の補助制度を踏襲した、「新しいスポーツ大会」に実現に向けた経費に対する財政支援や市が関連して整備する道路、河川、都市公園に対する財政支援、および県立施設で開催される競技に対する運営経費や人的支援についても特段の配慮を願いたい。

（２） 主会場をはじめ各種競技施設の整備に当たっては、周辺地域の歴史、文化との調和について引き続き配慮を願うとともに、滋賀県立彦根総合運動場（野球場を除く）の解体と併せて廃止されたスイミングセンターは、市民の健康増進だけでなく、競技人口の増加、競技力の向上など、県内、特に県東北部の水泳競技振興の拠点として重要な県立施設であったことから、廃止となった施設の機能回復として再整備願いたい。

（３） 会場地市町が負担することとなる大会運営費については、リハーサル大会の実績を十分に検証のうえ、補助・交付対象経費の具体例を示し、対象経費の拡大を行うとともに、標準経費積算基準額ならびに特別経費積算基準額を適正に見込み、市町が過度の負担をすることがないように配慮を願いたい。

2 文化財の保存活用の推進について

本県の恵まれた文化遺産を観光振興に活用し、地域振興につなげる取組が始まっている。県内に所在する各種文化財の保存および活用事業に対して特段の配慮を願いたい。

また、事業を実施するために必要となる費用を滋賀県文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき採択交付について配慮願いたい。

- (1) 老朽化した登録有形文化財（建造物）等の保存および管理支援の充実（県費補助の採択）
- (2) 史跡整備に関わる用地公有化事業および国宝重要文化財等保存整備費補助金に係る建造物・美術工芸品の保存修理・調査活用事業について、凍結されている県補助金の復活および史跡整備に係る国庫補助金の更なる拡充
- (3) 市保有の国指定史跡および名勝の保存修理等への支援ならびに県指定史跡の管理費の支援（県費補助対象に追加）
- (4) 国選定重要伝統的建造物群保存地区において直接および間接補助で実施される保存対策・保存修理事業について、凍結されている県補助金の復活および国選定重要文化的景観地区に対する補助要綱の設置

3 滋賀の文化財を活かして守る観光の推進について

滋賀県文化財保存活用大綱にも掲げられている「文化財の保存と活用の好循環」を生み出すため、県が先導して強力に推進し、次の事項について、特段の配慮を願いたい。

- (1) 文化財や歴史文化を活かした高付加価値・高収益な体験型観光の造成による文化財保存や史跡整備、伝統文化の継承のための財源とするサイクルの推進
- (2) 文化財等の観光利用を促進するためのガイドラインの作成による規制や制限の緩和と文化財の適切な活用の促進
- (3) 文化財等の保存と活用を推進するための文化財部門と観光部門の連携強化

〔新 規・商工観光労働部に再掲〕

4 彦根城世界遺産登録の推進について

彦根城の世界遺産登録については、事前評価に適切に対応し、早期に日本政府からユネスコの世界遺産委員会に彦根城を世界遺産候補として推薦していただきたいと考えているところであるが、事前評価に続く国内推薦に当たっては、ユネスコに提出する推薦書素案や包括的保存管理計画案の編集作業に専門業者の関与が必要となるなど、世界遺産登録の実現に必要な経費が増加することが予想される。

彦根城の世界遺産登録は、彦根市のみならず、県全体の魅力を国内外に発信でき、県内全体の観光資源を活かして地域の活性化を図ることができる非常に有益な取組であることから、県においても、全県的な取組となるよう総合調整されるとともに、必要な予算を引き続き確保願いたい。

さらに、今後は、資産を適切に保存していくための制度設計やその運用、資産を活かした地域振興等で、多岐にわたる事務対応が生じることが想定される。県としても文化財部局のみならず観光や産業、都市計画等、世界遺産登録の重要性を共有したうえでの部局横断的な庁内連携を深め、市と連携を図ることが可能な体制強化等、登録を見据えた措置を願いたい。

5 中学校運動・文化部活動の地域移行について

- (1) 中学校における教師の長時間勤務の主な要因の一つである部活動については、地方公共団体や教育委員会が、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えたうえで、将来的には部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきであるとの方針であることから、地域移行を支援するコーディ

ネーターの配置を願いたい。

また、国の部活動の地域移行に向けた実証事業による一時的な配置では、事業終了とともに引上げとなることになり、実施期間につながった関係団体との信頼関係が破綻し混乱をきたすことになることから、継続的な配置が可能となるよう財政支援の拡充を願いたい。

- (2) 中学校運動・文化部活動の地域移行に関して、国が令和7年度末までとしている改革推進期間終了後の県としての方向性を早急に明示するとともに、令和8年度以降も、国の動向を問わず、県からの補助や推進体制に係る支援を拡充し、県内の全ての中学生のスポーツ・文化活動が持続可能なものとなるよう施策の充実に努められたい。〔新 規〕

〔教育委員会に再掲〕

琵琶湖環境部

1 滋賀県環境影響評価条例に係る対象規模要件の見直しについて

滋賀県環境影響評価条例にある「工業団地造成事業：20ha以上」、「工場建設：10ha以上」の対象規模を近隣府県に合わせ、「工業団地造成事業：50ha以上」、「工場建設：規定なし」に緩和されたい。
〔新 規〕

2 琵琶湖の保全再生に向けた取組と特定外来生物の駆除対策について

令和2年度に琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）が策定され、侵略的外来植物に対する地域との連携による早期発見や徹底的な巡回・監視防除に向けた推進、新たな課題であるチャネルキャットフィッシュの防除を明記されていることから、琵琶湖の水質や生態系の保全、外来種の防除等の保全再生等に係る各種施策が確実に推進されるよう、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- （１） 赤野井湾は、湾内の水流（湖流）の停滞、栄養塩類を多量に含む底泥の堆積等により、水環境が悪化していたが、近年では、県、市および各団体による懸命な取組によって環境改善の兆しがみられるところである。

引き続き琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）に基づき、赤野井湾の湖流再生と水質改善に向けた有効かつ抜本的な対策の調査・研究を重ねるとともに、継続的な侵略的外来植物の駆除や監視に取り組まれない。

また、プラスチックごみをはじめとしたごみの漂流、湖

底ごみ、マイクロプラスチックの増加防止対策・除去、流入河川の水質浄化、琵琶湖および内湖の浚渫等、必要な措置を講じられたい。

- (2) 木浜内湖においては、琵琶湖の生態系や水産資源の回復、生活環境の改善、船舶の安全航行などの推進により環境の改善がみられるところである。より一層の環境改善の推進のため、引き続き琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）および内湖再生プロジェクトに基づいた水域内の底質改善（底泥浚渫）や水草除去等の水質改善に向けた抜本的対策に、水産多面的機能発揮対策交付金の更なる充実を含め、継続した対策を願いたい。
- (3) 近年、琵琶湖や内湖において異常繁茂が続いているナガエツルノゲイトウやオオバナミズキンバイなどの駆除については、国および県を中心に抜本的駆除に向けた本格的な取組が実施されているが、内湖を含めた琵琶湖全体の問題であり、今後においても、一級河川琵琶湖を管理される立場にある県として、完全駆除が果たされるまでの県内全域における日常の監視や継続した駆除の実施と予算の確保を願いたい。

特に農業用水路や排水路などへ生息地域が拡大すると、農地全体へ拡大するおそれがあることから、生息区域の拡大を未然に防止するため、生息の兆候や予測される区域の重点パトロールを実施するなど監視強化を図られたい。

また、重機を活用した駆除の早期実施および駆除活動に係る専門業者への委託や処分に係る費用に対する予算の増額など、地域における取組に対する支援や刈取り後の処分手法の確立等について県主導で実施願うとともに、河川管理部署等関係機関との連携強化を図られたい。

- (4) 近年、オオキンケイギク、オオカワジシャおよびオオフサモの群生が各地で確認され、繁殖拡大の傾向が続いており、在来植物の生態系に重大な影響を及ぼす懸念があることから、繁殖の拡大を防止するために、効果的な防除方法の調査・研究を行い、その結果を市町を含めた関係機関に

情報共有を図るとともに、早期かつ徹底した駆除を実施願いたい。

3 琵琶湖国定公園内の県有財産の適切な管理について

県が設置された自然公園施設については、市町が受託し適正な維持管理に努めているが、今後も引き続き適切な維持管理を行うためには、琵琶湖保全再生施策に関する計画に基づき、必要な維持管理委託料を確保されたい。

また、整備後長期間にわたって有効利用がされていない施設で老朽化が進んだ県直接管理の自然公園施設については、ビワイチや日本遺産の構成要素である水辺景観等で観光客が増加していることから県の観光戦略上も好ましくないため、景観上、安全上、さらには令和2年3月に策定されたみどりとみずべの将来ビジョンの方向性を踏まえ年次計画を立てて予算を確保し、早急に対応願いたい。

さらに、水洗式公衆トイレなど、利用者目線で不足している公園施設の設置を全庁的な課題として、関係部局と連携を図り実現願いたい。

これらのことを踏まえて、各自然公園における施設の破損箇所修繕と環境整備について、具体的な年次計画を示されたい。

4 廃棄物処理施設整備の推進について

廃棄物処理対策について、循環型社会形成推進交付金の確実な予算確保と脱炭素社会の実現を目指す施設整備や統廃合に伴い不要となった施設解体に対する交付金の拡充を国に働きかけられたい。

あわせて、全国に先駆けて脱炭素に貢献できる好気性発酵乾燥方式の処理施設の導入が進むよう、その施設の運転に対する補助制度の創設を国に働きかけるとともに、県においても、国の交付金制度

の対象とならない施設整備や既存施設の解体工事に対し、交付金制度を創設するなど積極的な支援を願いたい。

5 リチウム蓄電池等処理困難物対策の強化について

ごみ処理（収集運搬および処分）過程における発煙・発火原因の一つであるリチウム蓄電池等について、取り外しが困難な小型家電があることや、回収対象外製品があることなどの課題を踏まえ、回収システムの補強、製造事業者等による対策の強化等が図られるよう、国および関係事業者等に働きかけられたい。

〔新 規〕

6 污水处理施設整備に対する支援の充実について

污水处理施設整備の10年概成に向け、公共下水道の事業計画区域を限定するとともに、著しく遅れる地域にあっては、合併浄化槽区域に変更し污水处理施設の効率的な整備に努めているところである。滋賀県は琵琶湖を抱える環境立県であり、国の制度に一概に準じるのではなく、污水处理施設の整備や維持管理に係る財政支援について関し、次の事項について特段の配慮を願いたい。

また、国が推進する污水处理の広域化・共同化について、県が作成される滋賀県広域化・共同化計画において、污水处理施設の整備が進んでいない区域を処理区に編入されるよう配慮願いたい。

- (1) 合併処理浄化槽の設置に係る国の交付金制度見直しに伴い、改正された滋賀県污水处理施設整備接続等交付金交付要綱について、補助対象から除外された対象を復活されたい。

- (2) 合併処理浄化槽区域にあっては、浄化槽面的整備事業として県費補助金を受け、汚水処理施設整備を推進しているが、事業の採択要件に合致しない地域があることから、事業採択時の要件緩和と浄化槽面的整備事業が適用されない世帯に対する支援制度の創設を願いたい。
- (3) 公共下水道の整備・接続に係る滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金の継続と予算確保を願いたい。

7 下水道の整備促進について

下水道の整備促進のため、次の事項について財政措置を含めた県の積極的な対応について、特段の配慮を願いたい。

- (1) 下水道総合地震対策事業に係る国費支援について、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策および社会資本整備総合交付金制度に基づき、延伸された下水道総合地震対策事業を確実に継続するとともに、下水道事業の推進に必要な予算の確保と中長期的な視野に立った継続的かつ安定的に財源が確保され事業が実施できる制度の拡充等について国に働きかけられたい。
- (2) 下水道施設の改築に係る国費支援について、安定的に事業実施できる制度の拡充、確立、公衆衛生の確保、公共用水域の水質保全、感染症防止など、下水道の果たす公共的役割に鑑み、確実に継続するよう国に働きかけられたい。

8 森林の保全と強い林業・木材産業の振興について

木材価格の低迷により森林経営意欲が減退し、荒廃森林や森林境界の不明瞭化が進んでおり、森林が有する多面的機能が低下していることから、市民生活に深刻な影響を及ぼす懸念があるため、森林整備の継続的な推進と強い林業・木材産業の振興に向けて、次の事

項に関し、積極的な取組と国に対する働きかけについて、特段の配慮を願いたい。

- (1) 森林整備を担う人材の確保を図られたい。また、山腹崩壊地や河川への土砂流出に対し、治山事業の計画的な実施および保安林改良事業による土砂流出対策を図るとともに、流出した土砂の浚渫処分について新たな支援策を講じられたい。
- (2) 人工林と天然林が混在する森林の一体的施業による木材の供給から流通まで、循環型で持続可能な仕組みづくりに向けて、やまの健康推進プロジェクトに対するハード・ソフト両面からの事業継続支援を願いたい。
- (3) 森林経営管理制度に基づく取組については、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を全県下において戦略的に進める必要があるため、県が主導的な立場で市町と連携して推進されるとともに、市町で円滑な事業実施が図れるよう支援を願いたい。

また、市町においては専門的な職員が不足しているため、令和元年度に滋賀県森林整備協議会を立ち上げ、森林情報アドバイザーを2名雇用されているが、今後も人的支援を強化されたい。

加えて、ICT技術の活用として、航空レーザー測量の解析により得られた森林資源などの成果については、森林クラウドシステムの構築やオープンデータ化が想定されるが、市町の実情に応じたものとなるよう、また財政負担が軽減されるよう支援を願いたい。

- (4) 建築物における滋賀県産木材の利用方針に基づき、更なる県産木材の利用促進を図るため、びわ湖材利用促進事業における木造公共等施設整備に対する補助金上限額の撤廃または引上げを願うとともに、民間事業者が対象となる補助制度の拡充についても支援を願いたい。

つなぐ「しが木育」指針に基づき、近江富士花緑公園内に整備される木育拠点施設を核として、木や森林に親しみ学ぶことができる機会の提供を行うとともに、木育製品貸

出事業や木の香る淡海の家推進事業の更なる拡大について、予算確保と継続支援を願いたい。

また、市町等のサテライトとなる木育拠点施設の整備に向けた補助制度の創設など、県内各地への木に親しむ木育空間の展開について支援を願いたい。

9 土砂災害防止対策の推進について

近年、局地的な集中豪雨が頻発する傾向が強まり、山崩れ、土石流等の土砂災害の発生の危険度が高まっている。土砂災害から尊い人命と貴重な財産を守り、個性豊かで活力ある湖国づくりを実現できるように、次の事項について特段の配慮を願いたい。

(1) 山崩れ、土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩に関する施設整備を促進するために、治山・砂防・急傾斜地崩壊対策関係予算の所要額の確保ならびに単独治山（補助営）事業の採択要件である危険区域の見直しや各事業の早期採択および実施を願いたい。

(2) 土砂災害警戒区域および特別警戒区域の土砂災害対策について、県による積極的な対応を願いたい。特に、急傾斜地崩壊事業に関して、県事業の要件緩和を図るとともに、国庫補助基準の要件緩和について国へ働きかけられたい。

さらに、市町急傾斜地崩壊対策事業にあっては、市町の現状に応じた採択基準の見直しを図られるとともに、必要な予算を確保されたい

〔土木交通部に再掲〕

10 鳥獣被害防止対策について

イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ等による農林水産物被害は依然深刻な状況にあり、獣害を受けた農家の生産意欲の低迷は耕作放棄地の増加に拍車をかけ、更なる獣害の引き金になる悪循

環が続いている。

被害集落では、防護柵の設置や追い払い等の防御対策を講じてはいるものの、鳥獣個体数の増大は著しいため、農家の経済的負担や高齢化もあって集落の対策も限界に近づいており、営農意欲の低下だけでなく高齢者等の生きがいさえも奪い兼ねない状況にある。

県においては、このような地域の実情を鑑み、被害防止のための鳥獣捕獲が被害軽減のための有効な手段であることについて県民の理解が得られるよう調整を図り、次の事項に関し、予算の確保等について、特段の配慮を願いたい。

- (1) 鳥獣捕獲関連補助事業（イノシシ・ニホンザル・外来獣）の増額および鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業のニホンジカならびにイノシシの「幼獣成獣」区分に係る獣種別単価への統一
- (2) 各ニホンザル群れの実情に応じた管理が可能となるよう捕獲頭数の上限の見直し
- (3) 有害鳥獣駆除業務に携わる猟友会員（捕獲従事者）の育成および確保、ならびに銃猟従事者が減少傾向にある地域における県の広域班（県猟友会）による捕獲の実施
- (4) 捕獲鳥獣の有効活用ならびに捕獲者の埋却処分の負担軽減を図るため、県による広域的な処分用地の確保、減容化や加工処理施設の設置およびジビエ普及に向けた適切な処理技術の指導・普及や流通体制の確立
- (5) 費用対効果等の理由から国の補助事業に取り組めない地域の防除対策について、採択要件の緩和、もしくは県費による補助制度の拡充
- (6) カワウ対策について、広域行政を担う県が実施主体となった住民の生活環境被害および漁業被害対策の早急な実施

〔農政水産部に再掲〕

健康医療福祉部

1 福祉医療費助成制度の拡充について

少子化対策、福祉支援策の推進を図るため、福祉医療費助成制度に係る次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 子どもの医療費助成制度について、県は、令和6年度から高校生世代を助成対象とされたが、県と市町の財政負担を鑑み、広域行政を担う県の役割として、今後とも、県制度全般の見直し、更なる制度の拡充に取り組まれない。

また、これに係る過度な負担がかからないよう、地域の小児医療体制の充実を図られたい。

- (2) 障がい者（児）医療費助成制度について、県は、精神障がい者を助成の対象とされたが、同制度の所得制限を特別障害者手当の所得制限と同程度に見直すことをはじめ、障がいの程度や種別を問わず、障がい者（児）が平等の医療サービスを安心して受けることができるよう、制度の拡充を図られたい。

また、精神科の病院所在地の市町に財政的な負担がかからないよう、重度障害者福祉医療制度の住所地特例制度に病院も追加されたい。

2 障がい者（児）福祉の充実について

障がい者（児）の生活支援対策の充実強化のため、次の事項について県の責務に基づく支援策を講じられるとともに、関係機関への積極的な働きかけについて特段の配慮を願いたい。

- (1) 重症心身障がい者（児）および強度行動障がい者（児）に対し、地域での暮らしを選択できる基盤づくりが強く求められており、日中活動および住まいの場の支援現場にお

いて、適切な支援を実施するために独自に手厚い人員配置がされていることから、国において報酬基準や人員配置の改定などの改善策が講じられたものの十分ではない。

ついては、県と市町の協働事業である滋賀県重度障害者地域包括支援事業において、新たに主に重症心身障がい者（児）を受け入れる生活介護事業所に対する送迎支援補助の実施や医療的ケアが必要な障がい者（児）の介護者が一時的に介護を行うことができない場合において必要な医療型短期入所の整備を推進するなど見直しが図られたが、それでも十分とは言い切れない。引き続き市町や事業所、利用者の意向を十分反映した支援の充実を図るとともに、市町の財政的な負担が重くならないよう、県での制度の検討と合わせて、十分な報酬の補償と給付費が増大しすぎないよう給付費の適正化等について国に働きかけられたい。

- (2) 自傷、他傷、物壊し等の強度行動障がい者（児）や重症心身障がい者（児）については、個別支援等の手厚い支援が必要であるが、圏域内の施設では受け入れが極めて困難な状況にあり、入所先や通所先の確保に苦慮している。特に、事業者には慢性的な人員不足のため、調整制限が行われている場合があり、緊急に職員を確保するための支援を講じられたい。

また、重度障がい者（児）の支援のために、県においては、令和8年度までの時限措置として創設された滋賀県重症心身障害者等施設整備事業費補助金の恒久化とソフト面での支援策の拡充により、先ず圏域内に受入れ可能施設を整備されるとともに、広域的な入所調整等、やむなく県外施設への入所や入居とならないよう、必要な方策を講じられたい。

- (3) たんの吸引や経管栄養、人工呼吸等の医療ケアが必要な児童生徒が安全に安心してスクールバスを利用して通学でき、保護者も安心して任せられる通学支援体制の整備を早期に図るとともに、恒久的な施策の検討を教育委員会に働きかけられたい。

- (4) 身体障がい者や知的障がい者と同様に、精神障がい者にも有料道路割引、旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引、バス運賃の割引、船舶旅客運賃の割引など、公共交通機関の割引制度が適用されるよう、関係機関への働きかけを願いたい。

あわせて、有料道路割引に係る手続きの簡略化を関係機関に働きかけられたい。

- (5) 重症心身障がい者（児）のケアを行う医師・看護師をはじめとした人材確保について、即効性のある対策を講じられるとともに、国に積極的な働きかけを願いたい。

- (6) 民間心身障害児者社会福祉施設整備費補助金について、国の予算額が大幅に削減されたことに伴い、県における当該補助金の採択件数も大幅に減少し、各市町において計画どおりに整備が進まない状況となっていることから、当該補助金の拡充について国に働きかけられたい。

- (7) 高齢社会の中、共生型サービスへの新規参入の促進が必要であることから、県においても手続きの簡素化、人材確保策などの支援策および対象となるサービスの拡充を図られたい。

- (8) 医療的ケアを要する子どもやその家族に対する専門的な知識と経験に基づいて支援に関わる関係機関との連携を図り、生活支援システムを構築・維持するためのキーパーソンの役割を担う医療的ケア児等コーディネーターを、各市町が費用負担することなく、県において各福祉圏域に1人ずつ配置されたい。

〔新 規〕

3 障がい者（児）の地域生活支援事業等の充実について

地域生活支援事業は、利用者のニーズや地域の特性に応じて柔軟に事業を実施することで障がい者（児）の福祉の増進を図ることが目的であることから、当事業が円滑に実施できるよう財源を確保するとともに、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 実施要綱に基づき、国が100分の50の補助額を確保し、地方財政への超過負担が生じることのないよう国に働きかけられたい。
- (2) 地域生活支援事業は、地域の特性に応じて柔軟に事業を実施することで、障がいの有無に関わらず、県民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与する事業である。中でも移動支援事業および日中一時支援事業については、利用者の実態に即したサービスが提供されるよう支援を充実させる必要があり、十分な財政措置が必要であることから、県においては、国の予算の減額に関わらず、実施要綱上の上限である100分の25の予算の総額を確保されたい。
- (3) 総事業費の実績に基づく補助金の配分を願いたい。特に移動支援事業および日中一時支援事業については、利用者の実態に即したサービスが提供されるよう支援を充実させる必要があることから、自立支援給付に含め義務的経費とされるよう国に働きかけられたい。

また、障がい者数の増加に伴い、障がい福祉サービス等を必要とする障がい者数が増加し、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員が慢性的に不足していることを解消するため、相談支援専門員研修の積極的な開催および対象者の厳選、相談支援専門員の確保・定着に対する施策を講じられたい。

4 人工内耳用音声信号処理装置の機種交換への支援について

人工内耳用音声信号処理装置の機種交換について、補聴器と同様に障害者総合支援法における補装具支給制度の対象種目に追加するよう、県を通じて国に働きかけられるとともに、県内統一の支援制度を創設されたい。

5 加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度の創設等について

加齢性難聴者の補聴器購入に対して、公的補助制度の創設を図られたい。

また、加齢性難聴の早期発見につながる健康診査などにおいて、聴力検査の機会を確保されたい。

〔新 規〕

6 介護保険制度の円滑な運営に係る支援について

介護保険制度が社会保障制度として、国の責任において長期的に安定した運営が行われるよう、次の事項に関する国への働きかけについて、特段の配慮を願いたい。

- (1) 第1号被保険者の保険料について、個人および世帯員の所得に応じた世帯概念による賦課方法を改め、個人の所得や収入による個人賦課の方式等により公平な保険料設定となるよう見直されたい。

- (2) 介護報酬の地域加算率について、近隣市町との格差が大きいことから、地域間でのサービス格差につながるのではないよう、適正な運用を図られたい。

7 福祉・介護職場の人材確保・拡充について

福祉・介護人材について一定の処遇改善がなされてきているが、福祉・介護の現場は「きつい」「賃金が安い」といったマイナスイメージがあると指摘されており、人材の確保や定着が進まない一因となっている。

在宅療養に係る医療・介護の充実を推進し、地域包括ケアシステムの構築を進めていくうえで、福祉・介護人材を確保する機会の増加、介護現場の負担軽減による定着推進、人材不足の中でも質の向上を図ることができる育成体制の充実は、一層の推進が必要である。

こうした状況を踏まえ、県においては次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 介護職が魅力ある職業となり、人材確保、定着が進むよう、市町が取り組む人材確保事業に対する補助事業の継続を願うとともに、効果的な事業内容を提示願いたい。

また、特に過疎地など今後介護サービス確保が困難なことは明らかであり、県内の南北格差について現状を把握し、直接的な人件費補助を実施するなどし、格差解消に取り組まれたい。

県主催の介護職に関するイメージアップ事業については、開催場所を限定せず、県内の各地で実施されるよう市町との連携を図られたい。

物価高騰など社会情勢も依然続くなか、事業所支援については、市町の独自の施策に差があることなどが事業所からの意見としてあるため、県が先行して支援策を実施されたい。

- (2) 昨今の介護人材の不足等による影響から、事業所内での事故や従事者による虐待など、サービスの質の低下が危惧されることから、広域での人材確保策の推進を願いたい。

また、介護支援専門員の人材不足の解消に向けて、実態把握調査を行い、介護支援専門員の雇用支援・安定的な就労につながるよう処遇改善に向けて国に働きかけられたい。

さらに、介護サービス事業所の指定・指導監督について、県からの十分な情報提供や積極的な指導、技術的助言を願いたい。

- (3) 介護人材確保・拡充のため、市町の創意工夫により独自に行う介護・福祉分野に従事する者、または、法人等が行う介護人材の確保・定着に向けた取組に対する補助制度支援など、柔軟に充てることができるよう補助制度の見直しを図られたい。

また、各健康福祉事務所に企画・調整機能をもたせる等、県と市とが緊密に連携・協力し人材確保・育成・定着の取組ができるよう、体制の構築を願いたい。

- (4) 介護・障がい福祉等の人材の確保については、慢性的な人手不足や処遇改善が問題となっていることから、働き手の処遇改善をしっかりと進め、未経験者の育成や、介護・障がい福祉等の現場への受け入れ強化に向け支援願いたい。

- (5) 令和6年度までの措置とされている地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）メニューの介護職員の宿舎施設整備に係る補助制度について、令和7年度以降も継続されるよう国に働きかけられたい。

8 積極的な医師・看護師確保対策の実施について

全国的に小児科、産婦人科、麻酔科等リスクの高い診療科を中心に医師不足が深刻化しているとともに、都会志向が強い臨床研修医の確保にも大変苦慮している。本県においても依然として自治体病院等における医師および看護師の数が大幅に不足し、地域偏在が生じていることに加え、発達障害や思春期特有の精神疾患を診察できる小児発達・小児精神の専門医が不足していることから医師・看護師確保のため、次の事項について国に働きかけるとともに、県において特段の配慮を願いたい。

- (1) 地域における医療偏在を解消し、地域の実情に応じた柔軟な医療体制が構築できるよう、拠点病院から地域へ医師を派遣する仕組みの構築など必要な対策を緊急に講じるとともに、十分な財政措置を講じられたい。
- (2) 医師・看護師不足や診療所偏在を解消するため、住宅整備、労働・就業環境の改善に向けた支援策を講じられたい。
- (3) 医師の働き方改革が実施され、時間外労働の上限規制が適用されたことから、医師等の増員に対し、診療報酬では補いきれない人件費に相当する部分の予算措置について国に働きかけられたい。

また、令和6年度の診療報酬改定により、救命救急入院料の算定要件として、「当該専任の医師は宿日直を行う医師ではないこと」とされた。しかしながら、三次救急を担う医療機関において、交代勤務に体制を整えるには、更なる医師等の確保が必要不可欠である。現状として、救急医療体制の継続の観点から、宿日直により診療を行っている医療機関も多いが、今般の診療報酬改定により、救命救急入院料の算定要件を満たすことができない医療機関が出てきている。このことから、地域住民の生命と健康を守るため、人材確保の支援措置を講じられるとともに、次期診

療報酬改定に向けて、算定要件の見直しについて国に働きかけられたい。

- (4) 離島振興対策実施地域における地域の特殊事情に鑑み、沖島において、住民が安心して暮らせる地域医療体制が図れるよう、令和5年4月に策定された第2期滋賀県離島振興計画に基づき、平成28年度からの沖島健康支援事業（看護師常駐による健康相談や実態把握、緊急時の対応）の継続実施と島民の最優先事項である医療体制の確保を位置づけ、実施に必要な予算確保を図られたい。

また、沖島は、県保健医療計画（県医師確保計画）に基づく医師少数区域と同様に扱うべき医師少数スポットと位置付けられていることから、診療所の運営費助成や健康支援事業への支援と併せて、沖島への医師派遣や巡回診療を行う医療機関について、湖北や湖西地域同様、県として主体的な実施と必要な確保を図られたい。

- (5) 県においては、平成24年9月に滋賀医科大学と連携して滋賀県医師キャリアサポートセンターを開設され、医師の県内定着と地域偏在の解消に向けた総合的な医師確保対策の推進を図られており、平成26年度からは、医師の求人・求職に関し、無料職業紹介事業を行う滋賀ドクターバンクを設置され、県内病院への就業を促進されている。

また、県職員として採用している自治医科大学卒業医師の県内各医療機関への派遣調整も実施されている。

しかしながら、現状においては、依然として勤務医不足が恒常的に発生し、診療制限を余儀なくされている診療科が存在していることから、不足する診療科に従事する勤務医の養成および地域医療の現場に対し安定的かつ確実に医師を派遣する取組の更なる充実を図られたい。

さらに、医学生への修学資金の貸付に当たっては、卒業後の一定期間、県が指定する病院への就業を義務付けることにより、県内病院への配置調整を実施されているが、修学資金の貸付事業は県内の医師を増やしていくためには有効な策であることから一層の充実を図られたい。

- (6) 今後高齢者人口の増加に伴う医療の増加が見込まれ、また、生産年齢人口が大きく減少する見込みであり、看護師確保が著しく困難になる可能性が高い。

県においては、医療福祉拠点の整備として看護大学の設置を計画されているが、新たに設置される看護大学の学生が、卒業後に県外へ流出することなく、また特定の圏域の医療現場に偏ることがないように、県内の看護師偏在の解消につながる仕組みづくりについて取り組まれない。

〔新 規〕

9 市町が行う公立病院の運営に配慮した財政支援について

市町が運営する病院は、市民だけでなく、他市町にわたる広範囲な地域住民の生命と健康を守るため、救急等の不採算部門を担っている公的医療機関として存在している。そのような中で、病院を持つ市町の財政負担は非常に大きく、積極的な市の財政支援なくして健全経営を維持していくことが難しい状況となっている。

このような現状から、地域に必要な医療を継続して確保するため、次の事項に関する国への働きかけについて、特段の配慮を願いたい。

- (1) 地方交付税の措置率や補正の適用について所要の見直しを行うなど、市町が運営する公立病院の運営に配慮した地方財政措置を更に拡充されたい。
- (2) 診療報酬等について、救急医療、小児救急医療、周産期医療、へき地医療、災害医療などの部門における評価を更に充実させ、地域の実情を踏まえたものとなるよう、国に働きかけられるとともに、県独自の財政支援も講じられたい。

10 避難所等の感染拡大防止対策と財政支援 について

県が主体となった衛生用品等をはじめとする備蓄品等の整備を願うとともに、市町が整備する備蓄品の購入等費用に対する国および県からの財政支援の継続と拡充を願いたい。

11 予防接種法に基づく定期接種の拡大に伴う 財政支援について

ここ数年来、新しいワクチンが定期予防接種化され、これまでの定期予防接種を含め多額の経費を要している。財源については現在地方交付税措置となっているが、国民の健康や命を守る目的である予防接種事業については、国の責任において実施すべきものであることから、次の事項について、明確かつ恒久的な財源措置の創設が図られるよう国に働きかけられるとともに、県としての支援についても、特段の配慮を願いたい。

- (1) 各種ワクチンの安定供給対策を十分に講じることや、年度当初から新たな定期予防接種を開始する際は、その具体的情報を早期に提示されるよう、国に働きかけられたい。
- (2) 現在任意接種であるおたふくかぜについて、その有効性および安全性を検証したうえで早急に予防接種法に基づく定期接種となるよう国に積極的に働きかけられたい。

12 後期高齢者医療の安定化に向けた支援について

後期高齢者医療制度について、高齢者に過度の負担を強いることなく持続可能で健全な運営が確保できるよう、次の事項について、特段の配慮を願いたい。

- (1) マイナンバーカードと被保険者証の一体化の実施に伴い被保険者や医療機関等に混乱が生じないように、国が主体となり丁寧な周知広報を行うとともに、これらの一体化により必要となる経費の全額を財政支援の対象とするよう国に働きかけられたい。
- (2) 令和6年度に延長された標準システムのシステム更新において、遅延によって生じるかかり増し経費についても、全額を国の責任において負担するよう国に働きかけられたい。
- (3) 将来の制度の持続可能性を高めるために、財政安定化基金を保険料の増加抑制に恒久的に活用できる制度として再構築するなど、高齢者にとって急激な負担増とならないよう国に働きかけられたい。
- (4) 後期高齢者の健康診査における費用は、国・市町・保険料で負担することとなっているが、国の基準単価が実勢の健診単価からかけ離れており、その差額分は保険料に上乗せとなっているため、実態に応じた基準単価にするなど、十分な財政措置を講じるよう国に働きかけられたい。
- (5) 滋賀県後期高齢者医療広域連合への人的支援については1名の派遣支援を継続されたい。

13 国民健康保険制度について

- 1 国民皆保険を支える最後の砦である国民健康保険制度を維持するため、国民健康保険への財政基盤の充実・強化を図る措置として、次の事項に関し、国の責任と負担において早期に実現されるよう、国への働きかけについて、特段の配慮を願いたい。

- (1) 療養給付費等に対する国庫負担率の引上げを実施されたい。

- (2) 市町村単独事業による福祉医療費助成制度の実施に伴う療養給付費負担金および普通調整交付金の減額措置について、令和6年度から、18歳未満までの子どもの医療費波及増分について除外されることとなったが、本来国が果たすべき障がい者（児）、ひとり親等社会的弱者へのセーフティネットに対する市町の努力を阻害するものであることから、全ての対象年齢ならびに全ての補助制度について減額措置を撤廃されたい。

- (3) 特定健診・特定保健指導に係る経費について、対象経費の実支出額と基準額の少ない方の額に補助率3分の1を乗じた額が国・県から交付されているが、実支出額に対して基準額が大幅に低く設定されていることから、実支出額に見合った基準単価に引き上げるよう国に働きかけられたい。

特に、コロナ禍における特定健診・特定保健指導のあり方については、厚生労働省からも指針が示されているところであるが、新型コロナウイルス感染症が5類となった後についても、感染対策に要する経費等、市町の負担が増大している実情を鑑み、県としても単価の増額について積極的に働きかけられたい。

- (4) 国民健康保険の保険税（料）は、事業主負担がないため社会保険に比べて保険税（料）の負担が大きいこと、国民健康保険被保険者の高齢化が進み、所得水準の低い被保険者が多い中で、保険料（税）の算定方法における均等割によって子どもが多いほど保険料（税）が高くなり、子育て

世帯の負担となっていることから、子どもの均等割軽減措置の拡充と軽減分の財政支援について国に働きかけられたい。

なお、県の施策の柱である「子ども・子ども・子ども」の子どもを真ん中においた社会づくりを実現するため、令和9年度に予定されている県内の保険料（税）水準の統一に合わせ、少子化対策に逆行すると思われる子どもに係る均等割を廃止する仕組みを検討して県内市町と調整を行うこと、または、市町独自の国民健康保険加入の子育て世帯への負担軽減措置に対して県による支援制度を構築するなど、県の少子化対策に対する姿勢を強く示されたい。

- 2 平成30年度から施行された国民健康保険制度改革に伴い、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国民健康保険制度の運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図る中で、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 県が保有する余剰金等を事業費納付金の減算に活用し、市町の標準保険料の平準化に努められたい。〔新規〕
- (2) 令和6年度から、18歳未満の地方単独事業の福祉医療助成の国庫負担の減額調整措置が廃止されるが、高齢者その他の減額調整措置は、依然として継続される。

このことから、県が各市町国保の財政運営の責任主体であることを認識のうえ、地方単独事業の福祉医療費助成を実施していることに伴う医療費の波及増分のうち、県事業における減額措置分については、減額分（32%）の2分の1が県補助金（保険給付対策費補助金）として市町に交付されているが、県内の保険料を統一するため、県事業の福祉医療費助成によって生じた医療費波及増分の全額を交付対象とされたい。

あわせて、保険給付対策費補助金については、市町の一般会計繰入とも密接に関係してくるものであり、当該補助金に係る議論の遅滞が繰入基準統一における阻害要因の

一つとなっていることから、令和9年度（移行期間：令和11年度）までの保険料水準統一に向け、当該補助金を増額されたい。

14 地域課題に即応した民生委員・児童委員のあり方の見直しについて

民生委員・児童委員は、住民の立場に立ち、社会情勢の変化に応じた様々な活動に強い使命感を持って取り組んでいる。近年は、核家族化の進行、少子高齢化の急速な進展、子ども・高齢者・障がい者等に対する虐待への対応など、地域課題は複雑化・複合化し、民生委員・児童委員に対する期待も大きなものになっており、活動の負担は増加していることから、民生委員・児童委員の役割の明確化とともに安全で安心して活動いただけるための支援が必要である。

また、新興住宅地（分譲地）や大規模集合住宅など、地縁によるつながり（近所づきあい）がほとんどない地域も増加し、民生委員・児童委員の選出についても大変苦慮されている現状がある。

については、こうした現状に鑑み、次の事項について制度改革を含めた見直しが図られるよう国に働きかけられるとともに、県においても特段の配慮を願いたい。

- （１） 民生委員・児童委員の身分および選任方法の見直し
- （２） 民生委員・児童委員および主任児童委員の年齢要件の撤廃
- （３） 広範な担当地区など地域の実情に応じた民生委員・児童委員の定数増
- （４） 民生委員・児童委員活動費の拡充および定数人数分の支援

15 ノンステップバスの導入促進について

移動等円滑化の促進に関する基本方針に定める整備目標（ノンステップバスについては導入率80%）を達成させるため、バス事業者に対してノンステップバスの導入促進を積極的に働きかけるとともに、車両購入に対する県独自の補助については、補助対象車両を国庫補助対象系統の運行の用に供する車両に限定することなく、県内を運行する車両とするよう、補助制度を拡充されたい。

16 重層的支援体制構築に向けた支援について

地域共生社会実現のため、社会福祉法等の一部が改正され、包括的な支援体制の整備を行う新たな市町村事業（重層的支援体制整備事業）が創設され、令和3年4月1日から施行された。

ついては、重層的支援体制整備事業交付金における分野別の既存事業に係る国・県の負担割合の拡大および市町の負担割合の軽減を図るとともに、県内市町の情報共有の場づくりや研修会の開催、アドバイザー派遣等の専門的助言、市町職員や専門職等の人材育成、住民向けのセミナーやシンポジウム等の開催など、県としての支援を願いたい。

17 水道施設の改築更新について

水道施設の更新事業の安定的かつ継続的な推進のため、交付対象の拡充および交付率の引上げや比較的耐用年数の短い設備更新などの事業に対する国庫補助金制度の拡充、必要な予算枠の確保、老朽管の撤去事業費に対する財政支援制度の創設などを国に働きかけられたい。

18 多頭飼育対策事業補助金、地域猫活動補助 金の拡充について

県がおこなっている飼育動物の減数および繁殖制限を支援する動物愛護団体の費用負担を軽減する多頭飼育対策事業補助金と、自治会やボランティアグループなどが野良猫に不妊去勢手術を実施し、エサ・トイレの管理をすることで生活環境を改善する地域猫活動に対する地域猫活動補助金の拡充を願いたい。

〔新 規〕

子ども若者部

1 幼児教育・保育の無償化に伴う施策の充実について

女性の就業率の上昇に加え、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化の影響により、保育施設への入所希望者は大幅に増加している。県内の各市町においては、急増する保育ニーズに対応するため、新たな施設整備を進めるとともに、もう一方の課題である保育人材の確保についても様々な施策を駆使して人材確保のための取組を進めるなど、毎年、児童の受入数を大幅に増やし、量の確保に努めてきた。

しかしながら、保育人材の不足が慢性化しており、安定的で質の高い保育サービスを提供するためには保育士の確保が喫緊の課題であり、賃金の改善だけでなく業務負担の軽減、労働環境の改善など、更なる処遇改善が急務となっている。

このような状況の中、政府が取りまとめたこども・子育て支援加速化プランに、保育士の配置基準改善と更なる処遇改善等が明記されていることから、保育行政の実施主体である市町においては、更なる取組が求められることになる。

ついては、次の事項を重点として積極的な推進を図られるとともに、保育人材を確保するために市町が実施する事業に対する積極的な支援について、特段の配慮を願いたい。

- (1) 保育士に対する処遇改善等における県独自施策の実施
とりわけ滋賀県保育士修学資金貸付事業の要件緩和、滋賀県子ども・子育て施策推進交付金の継続実施
- (2) 低年齢児保育保育士等特別配置事業の補助率拡充と継続実施
- (3) 保育人材の養成と確保に係る支援、保育に対するニーズの多様化・複雑化に係る負担の軽減に向けた対応等の更なる充実

- (4) 離乳食提供やアレルギー児の増加に伴い、給食調理員等の加配が必要となっていることから、公定価格上の配置基準見直しを国に要望するとともに、制度完成までの間は県による財政支援を図られたい。
- (5) 第2子以降の保育料無償化について、県での実施または全国一律の制度となるよう国に働きかけられたい。
- (6) 滋賀県保育対策総合支援事業費補助金（低年齢児保育士等特別配置事業等）について、平成15年に現在の補助基準額が設定されて以降、保育士の給与水準は大きく変わっているが、補助基準額の見直しは行われていない。そのため、保育事業者において補助基準額を超える人件費の負担が大きくなっていることから、現状を十分に考慮し、補助基準額の増額見直しを図られたい。〔新 規〕
- (7) こども誰でも通園制度（仮称）について、受入れ体制充実との一体的な検討を行い、地域の特性に応じた制度とするよう国に働きかけられたい。〔新 規〕

2 子育て支援の体系的整備について

家庭・地域・労働形態の変化に伴う子育て環境の多様な変化に対応し、地域に密着した子育て支援を行うため、特に次の事項に関する財政援助を含む総合的な支援策について、特段の配慮を願いたい。

- (1) 子育て世代が希望する数の子どもを産み育てることができるよう、多子世帯への経済的支援の拡大を国に働きかけるとともに、滋賀県多子世帯子育て応援事業の対象者の拡充と所得制限引上げ等による制度拡充を図られたい。
- (2) 放課後児童クラブの入所希望者の増加に対応するため、放課後児童クラブの「量の拡大」を図る必要があるが、支援員の確保に苦慮している。人材を確保するため、支援員の処遇改善について、子ども・子育て支援交付金（放課後

児童健全育成事業）における財政支援の拡充および職員に関する処遇改善について、基準額の大幅な増額、勤務年数に応じた給与アップが見込めるよう段階的な基準額の設定を国に働きかけられたい。

また、放課後児童クラブの安定した運営が図れるよう、子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業）の基準において、年間開所日数が250日を下回る支援単位における基本額の段階的設定を国に働きかけられたい。

- (3) 児童自立支援施設の居住施設の充実や、配置職員等の拡充などを講じられたい。
- (4) 放課後児童クラブの安定した運営とひとり親家庭の経済的な負担の軽減を図るため、ひとり親家庭の保育料減免に対する支援を子ども・子育て支援交付金の放課後児童健全育成事業の基準として創設することを国に働きかけられたい。
- (5) 病児保育室で勤務する保育士は、保育所や認定こども園等に勤務する保育士と違い、処遇改善等加算メニューがないのが現状である。病児保育の利用者数は年々増加しており、人材を確保するためにも、勤務先で差異なく、経歴に応じた同様の処遇改善メニューの創設について、国に働きかけられたい。〔新 規〕

3 児童手当制度改正に伴う財政支援について

児童手当制度改正に伴い事務費等の負担が増えることから、令和7年度以降も継続的な補助制度の創設等による財政支援が図られるよう、国に働きかけられたい。

〔新 規〕

4 就学前教育・保育施設整備交付金の確実な措置について

少子化の中、待機児童の解消ならびに質の高い子育て環境の確保に向け、就学前教育・保育施設の整備は、市町が喫緊に取り組むべき課題である。

については、市町が整備計画に支障なく取り組むことができるよう、次の事項に関する国への働きかけについて、特段の配慮を願いたい。

- (1) 国において令和6年4月に実施した令和6・7年度所要額調査を踏まえ、第2次協議にあげたものについては、全て交付基準どおりに内示、交付決定を行うこと。

また、内示、交付決定額に財源不足が生じる場合は、早期の補正予算対応等により財源を確保し、柔軟に追加交付を行うこと。

- (2) 2次協議の対象とならなかった交付対象事業について、追加協議の対象事業として、早期に募集すること。

また、当初の整備計画に支障がないよう内示前の契約・仮契約や、やむを得ず事前着手した事業を補助対象として認めること。

- (3) 新子育て安心プランの計画期間が満了する令和7年度以降においても、就学前教育・保育施設整備交付金における補助率の引上げを継続するとともに、全ての所要の財源を確実に確保すること。

〔新 規〕

5 子どもの居場所としてのフリースクール等 民間施設への財政支援について

不登校児童生徒などの人間関係に起因する課題や、家庭環境等に起因する課題など、多様な背景のある子どもたちが安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など、将来の社会的自立を見据えた居場所の充実および継続可能な支援体制の構築・充実は喫緊の課題となっている。県においては、子どもたちの多様な居場所づくりに取り組むフリースクール等民間施設への運営に対する持続可能な支援・補助メニューの構築と充実を願いたい。

6 新生児聴覚検査事業について

新生児聴覚検査の確実な実施を国の責任において推進するためにも、全額国費での財源確保とするとともに、交付税算定だけではなく直接交付されるよう国に働きかけられたい。

商工観光労働部

1 日本遺産関連事業の更なる魅力発信および 団体観光誘客に係る支援措置について

日本遺産に指定された「琵琶湖とその水辺景観～祈りと暮らしの水遺産～」、「忍びの里 伊賀・甲賀～リアル忍者を求めて～」、「きっと恋する六古窯～日本生まれ日本育ちのやきもの産地～」について、多言語対応等、構成文化財への受け入れ体制整備はまだまだ不十分であることから、県内全ての日本遺産を対象とした整備支援制度を創設されたい。

また、国内観光において、大型バスを受け入れていた観光事業者はコロナ禍の閉店等により、減少している。アフターコロナにおいて、県内で受け入れ対応できる観光事業者がなければ、大きな損失となることから、観光団体バスへの補助制度等の支援を実施されるとともに、団体旅行を継続して受け入れ対応でき、観光産業の活性化や事業継続支援につながるよう、他県に遅れをとることなく、県全体で観光団体バスの誘客に取り組むとともに、日本遺産を活用した誘客推進事業に対する県の財政支援を願いたい。

2 広域観光事業の推進について

県内唯一の新幹線停車駅である米原駅を「滋賀の東のゲートウェイ」として位置付け、米原駅を起点・終点とした広域周遊観光の促進を図ることで、滋賀を訪れる旅行者の新たな人の流れをつくり、圏域への賑わいの創出と経済効果の向上が期待できる。

ついては、広域観光情報の発信機能強化や2次交通対策などの周遊環境の充実に向けた取組に対し、県の主体的な取組と、まいばら駅広域観光交流圏コンソーシアムに対する積極的かつ継続的な支援を願いたい。

3 「滋賀県」の認知度向上に向けた取組について

県内への観光誘客や物産品の販売拡大、新たなサービスの創造による県域の活性化に向け、滋賀ブランドの確立や情報発信など、国内外における「滋賀県」の認知度向上を図るための取組について、重点的に推進するとともに、部局を横断した全庁的な体制で取り組まれない。

特に、近江米・近江牛・甲賀忍者・信楽焼・近江の地酒・近江の茶について、広く普及・利用促進を図るため、普及啓発事業を実施されたい。

また、世界における日本食ブームにより、市と連携した中で県海外販路開拓事業を展開され、海外での普及に努められたい。

〔農政水産部に再掲〕

4 ビワイチの推進について

「ビワイチ」の県内における機運の高まりを踏まえ、「ビワイチ」が更なる県内全域の経済活動を生み、観光振興につなげるには、県が主体的に県内市町と連携を進めるとともに、民間企業等との連携を深めた取組を更に進める必要があることから、琵琶湖保全再生施策に関する計画における「観光、交通その他の産業に関する事項」としてあげているエコツーリズムの推進、琵琶湖の特性を活かした観光振興および湖上交通の活性化に主体的に取り組まれない。

また、琵琶湖一周サイクリング「ビワイチ」については、令和元年11月にナショナルサイクルルートに指定され、米原駅がゲートウェイと位置付けられたことから、国内外へ積極的にPRするとともに、サイクルトレインやビワイチプラスなど湖岸から地域への波及効果を生み出す官民一体となった展開により地域経済の活性化につながるよう県として積極的に取り組まれない。

5 滋賀の文化財を活かして守る観光の推進について

滋賀県文化財保存活用大綱にも掲げられている「文化財の保存と活用の好循環」を生み出すため、県が先導して強力的に推進し、次の事項について、特段の配慮を願いたい。

- (1) 文化財や歴史文化を活かした高付加価値・高収益な体験型観光の造成による文化財保存や史跡整備、伝統文化の継承のための財源とするサイクルの推進
- (2) 文化財等の観光利用を促進するためのガイドラインの作成による規制や制限の緩和と文化財の適切な活用の促進
- (3) 文化財等の保存と活用を推進するための文化財部門と観光部門の連携強化

〔新 規・文化スポーツ部に再掲〕

6 地方創生における「地方版総合戦略」の推進と人口減少対策について

地方創生と人口減少の克服を総合的に推進するに当たり、次の事項に関する総合的な支援について、特段の配慮を願いたい。

- (1) 中小企業の多くで若い世代の人材確保が喫緊の課題となっている。また、県内の大学に進学した新卒者の多くが就職時に県外へ流出していることから、定住・移住の推進および中小企業の人材確保支援策として、新卒者の県内中小企業への就職を対象とした奨学金返還支援制度を創設するなど、県内に在学する学生の県内就職率の向上と、県外学生が県内企業に就職する新しい人の流れをつくる効果的な施策を構築されたい。
- (2) 平成29年度に開設された首都圏情報発信拠点「ここ滋賀」で、令和元年度から開始された市町等協働フェアを引き続き

実施され、さらに地元企業が県外企業と商談を行ったり、人材確保のため、Ｉターン・Ｕターン希望者に求人情報を提供できるよう、門戸を広げ、利用しやすい運用体制の整備を行い、首都圏から本県への魅力的な人材、仕事の流れを生み出す新たな仕組みづくりを願いたい。

〔総務部に再掲〕

7 産業用地の確保と優遇制度等の強化に向けた取組について

滋賀の成長を支える多様な産業と雇用を創出するため、県外企業の新規立地や県内企業の既存拠点の高度化・集積化、企業の重要な拠点となる研究施設やマザー工場の誘致も可能な魅力ある産業用地の確保、法規制に係る関係部署との連携・調整、企業立地に係る県庁内での意識統一、国への要望等による現行手続きの簡略化等、企業が求めるスピード感に対応したプロセスの確立に向け、特段の配慮を願いたい。

- (1) 市街化区域への編入や用途地域の変更および農用区域内の除外等の手続き等、土地利用や開発に係る諸制度の弾力的な運用
- (2) 産業用地を確保する県の主体的な取組として策定された県と市町の連携による産業用地開発事業の継続実施と要件の緩和、産業立地戦略推進助成金が隣接府県と同程度あるいはそれ以上の優遇制度となるよう、市町との密接な連携による運用、ならびに人材確保に資する施策とのパッケージ化による推進
- (3) 市町の産業拠点の整備に必要となる、道路・下水道・工業用水道等のインフラ整備費用に係る県の支援

8 地域女性活躍推進交付金の継続について

女性の就業率の向上などは、短期で成果の得られるものではなく、一定の成果が表れるまでは積極的な取組が必要である。

また、女性活躍推進のためには、家庭や地域における男女共同参画が切り離すことができないものであることから、交付金の継続や交付金対象事業の拡大、要件の緩和について国に働きかけられたい。

9 多文化共生社会の実現に向けた諸施策の実施について

多文化共生社会の実現に向けて、次の諸施策の実施について積極的な措置が講じられるよう国に働きかけられるとともに、県の重要施策としての推進について、特段の配慮を願いたい。

- (1) 県内共通の行政情報については、県において多言語化ややさしい日本語を用いた公文書に書き換えを行うとともに、迅速かつ的確に周知されたい。
- (2) 安定した就労のために国や企業と連携し、県内での外国語による職業訓練の更なる充実を図るとともに、外国語による技能資格試験の受験を促進し、就労につながる日本語教室など実効性のある就労支援を実施されたい。

また、日本語指導者の安定的な人材確保と育成について取り組まれたい。

〔総合企画部に再掲〕

10 県立高校における職業系学科系列の充実 について

人口減少社会が進む中、「ものづくり企業」が多く立地する本県においては、かねてより製造業従事者の確保が喫緊の課題となっていることから、より幅広く地域に貢献できる人材を育成するため、県立高校に工業系学科等の職業系学科系列の増設を願いたい。

また、工業デザインやITを活用した学習など、魅力的で就職を見据えた学科を創設されたい。

〔教育委員会に再掲〕

農 政 水 産 部

1 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の 広域組織化支援について

「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」については、県内で広域組織化を積極的に推進する必要があることから、各市町が取り組みやすいよう広域組織化した場合のメリット措置の拡大、運営事務費の補助制度の拡充および施設の長寿命化工事における事業要件の見直しについて検討願いたい。

また、広域組織の運営事務費に推進交付金が充てられるよう国に働きかけられたい。

2 農林水産業施策および農山漁村整備に関する 各種補助事業への支援について

経営の安定化や生産性の向上および地域の安全対策が確実に推進できるよう、次の事項に関し、国への働きかけに加え、県独自の積極的な施策展開の取組について、特段の配慮を願いたい。

(1) 農業施策および農村整備に関する各種補助事業に対する国の補助金確保および大規模農家でなくても補助が受けられるよう中小規模農家や多様な担い手向け支援事業の新設について国に働きかけられたい。

(2) 6次産業化を推進するには、他の地域との差別化を図るため、地域農産物の開発が必要であることから、特産品開発に伴う市町への財政・人的支援および県独自の高付加価値農産物の品種開発に取り組まれたい。

また、6次産業化に新たに取り組む農業者等に対する支

援策の創設、国庫補助事業に対する要件緩和および財源拡充について国に働きかけられたい。

- (3) 経営所得安定対策と水田フル活用を充実させ、持続可能な地域農業の実現を国に働きかけられたい。

- (4) 経営所得安定対策推進事業補助金の交付事務は市農業再生協議会が担っているが、近年、追加施策の実施に伴い事務量が増大しているものの、推進事務費において人件費の適正な補助金額が確保されていないことから、適正な交付額となるよう国に働きかけられるとともに、県から市町へ配分される推進交付金については、市町の状況を把握し、総合的に考慮されたい。

また、県単独施策を市農業再生協議会へ委託される場合においては、事務量に見合う人件費について、適正な補助金額の交付を願いたい。

- (5) 県においては、地域の特性を活かした園芸作物の産地育成や拡大を戦略的に進めていくとされているが、地域の特性を活かすのではなくイチゴなど全県下対応の作物を優先されていることから、より一層の園芸作物の作付けを推進し、農家が取り組みやすい支援制度の充実を図るとともに、技術指導・産地化に向けた流通・販売に対する支援、植付けや収穫など省力化のための生産機械導入促進の補助制度を創設されたい。

また、みらいにつなぐ滋賀の園芸産地づくり事業の採択要件の緩和と事務手続きの簡素化を願いたい。

- (6) 農業の担い手不足や高齢化、技術の継承などの課題を解決する手段の一つとして、スマート農業の実証と普及を推進するとともに、導入に係る補助制度の創設やICTの開発・普及などの取組への支援制度を新たに創設されたい。

また、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律に基づく新たな支援制度の創設や既存施策の拡充について、国に働きかけられたい。

3 中山間地域に適した農産物の生産振興について

地形的・気候的に耕作条件が不利な中山間地域などにおいて、経済的に成立する農産物を提案できるよう、県において農産物や林産物の栽培技術の研究や普及に係る機関を設けられたい。

〔新 規〕

4 ため池の保全整備に対する支援について

農業用ため池の管理および保全に関する法律（いわゆる「ため池管理保全法」）および防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（いわゆる「ため池工事特措法」）によるため池の安全管理（耐震調査、補強工事）に係る費用に対する国庫補助制度の補助率拡充や期限延長など、継続的な財政支援策について国に働きかけられるとともに、県においても次の事項について特段の配慮を願いたい。

- （１） 県費による追加の財政支援策や県営事業としての実施を含めた工事発注などの農業土木技術支援策の創設
- （２） 農業用に供する役割を終えた旧農業用ため池の機能廃止を促進するため、ため池廃止後の維持管理の軽減を図れるような対策も含め、国・県補助制度の拡充・継続や県営による実施
- （３） 滋賀県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画（いわゆる「推進計画」）による市町と県の役割分担について、市町の人的、財政的負担の見直し、県営施行となる受益地要件の緩和、事業計画の策定における計画段階からの積極的な支援、および確実な県営事業としての対策の実施

5 農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しについて

地方分権による権限委譲が進む中で、基礎自治体の自己責任による効率的な財政運営を行い、「活気に満ちた魅力あるまちづくり」を進め、市民に対し安全で安心な行政サービスを提供することが基礎自治体の責務である。

時代の変化に即応した基礎自治体の基礎体力は、土地利用を活かしたまちづくりが基本となるため、その特性を活かした土地利用を実現するために次の事項に関し、国に働きかけるとともに、県としての柔軟な対応についても、特段の配慮を願いたい。

- (1) 農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しについて、「市町村の農用地区域の設定・変更に係る知事の同意を不要とすること」として取りまとめられた地方六団体の意見を十分尊重し、必ず実施するよう国に働きかけられるとともに、県も含め、市町にとって産業の育成、企業誘致など、地域の活性化につながる施策の場合、特に条件を緩和されたい。
- (2) 農業用排水施設の単純更新事業は、機能の現状維持のための事業であって、農業の生産性を今以上に向上させるものではないと解せられるため、土地改良事業完了後8年未経過の対象から除外することや、市街化調整区域において農用地区域の除外ができるよう、国のガイドラインの見直しを国に働きかけられたい。

また、農業用排水施設の単純更新事業が「農業の生産性の向上に資する」と考える理由について、「耐用年数が長期になる」こと自体が生産性の向上には直結しないと考えられるため、他の理由があれば明示されたい。

あわせて、市における産業の育成、企業誘致、そして既存の立地企業への支援については、地域経済の維持に不可欠な事業であることを鑑み、既存の立地企業隣接農地への拡張においては、国のガイドラインに例示するなど除外手

続きを簡略化できるよう、特段の配慮を願いたい。

6 農業水利施設の保全整備に対する支援について

農業を支える水利施設の老朽化の進行により、近年、管漏水など突発的事故が多発していることから、アセットマネジメントの実施方針（基幹から末端に至るすべての農業水利施設の保全管理を推進）に基づく施設の保全更新に当たり、次の事項について、特段の配慮を願いたい。

- （１） 老朽化が進展する農業水利施設の適切な保全管理や整備に向けた県の技術支援と財政的支援および県単独小規模土地改良事業の事業採択要件の緩和を図られるとともに、国へ働きかけられたい。

特に、土地改良区受益地外の中山間地域における県単独小規模土地改良事業の負担率の見直しによる財政支援を願いたい。

- （２） 国営事業で造成された施設の更新および保全について、県営事業の場合であっても国営事業と同等の補助率となるよう国へ働きかけられたい。

7 農業および水産業分野における燃油、肥料、家畜配合飼料等の価格高騰の総合的な対策について

燃油、肥料、家畜配合飼料等の価格は、ウクライナ情勢等を背景に急激に高騰し、その後、高止まりしていた状況から、一部で下落傾向が見られるようになったものの依然として高水準にあり、農業

および漁業経営に多大な影響を与えていることから、価格動向に注視され、経営の安定を図るため、更なる施策と予算措置の拡充を図られるとともに、総合的な対策の実施を国に働きかけられたい。

8 農事用電力料金に対する支援について

農事用電力料金はこれまでから高止まり傾向にあったが、更に世界情勢の緊迫化による燃料価格の高騰に伴い急激に増嵩しており、土地改良区を取り巻く環境は厳しさを増していることから、料金支援について特段の配慮を願うとともに、農家負担軽減のための財政支援を国に働きかけられたい。

9 漁港施設の老朽化対策や航路等の安全確保について

老朽化している漁港施設の点検補修や改修、および港湾施設内を含む航路等の安全確保に必要な浚渫について、県との共同事業として改修計画の策定を含めて取り組めるよう、緊急性・必要性の度合いの助言および財政支援を願いたい。

また、琵琶湖における漁業の実情に合うよう、漁港施設管理に係る法改正を国に働きかけられたい。

10 鳥獣被害防止対策について

イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ等による農林水産物被害は依然深刻な状況にあり、獣害を受けた農家の生産意欲の低迷は耕作放棄地の増加に拍車をかけ、更なる獣害の引き金になる悪循環が続いている。

被害集落では、防護柵の設置や追い払い等の防御対策を講じては

いるものの、鳥獣個体数の増大は著しいため、農家の経済的負担や高齢化もあって集落の対策も限界に近づいており、営農意欲の低下だけでなく高齢者等の生きがいさえも奪い兼ねない状況にある。

県においては、このような地域の実情を鑑み、被害防止のための鳥獣捕獲が被害軽減のための有効な手段であることについて県民の理解が得られるよう調整を図り、次の事項に関し、予算の確保等について、特段の配慮を願いたい。

- (1) 鳥獣捕獲関連補助事業（イノシシ・ニホンザル・外来獣）の増額および鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業のニホンジカならびにイノシシの「幼獣成獣」区分に係る獣種別単価への統一
- (2) 各ニホンザル群れの実情に応じた管理が可能となるよう捕獲頭数の上限の見直し
- (3) 有害鳥獣駆除業務に携わる猟友会員（捕獲従事者）の育成および確保、ならびに銃猟従事者が減少傾向にある地域における県の広域班（県猟友会）による捕獲の実施
- (4) 捕獲鳥獣の有効活用ならびに捕獲者の埋却処分の負担軽減を図るため、県による広域的な処分用地の確保、減容化や加工処理施設の設置およびジビエ普及に向けた適切な処理技術の指導・普及や流通体制の確立
- (5) 費用対効果等の理由から国の補助事業に取り組めない地域の防除対策について、採択要件の緩和、もしくは県費による補助制度の拡充
- (6) カワウ対策について、広域行政を担う県が実施主体となった住民の生活環境被害および漁業被害対策の早急な実施

〔琵琶湖環境部に再掲〕

11 「滋賀県」の認知度向上に向けた取組について

県内への観光誘客や物産品の販売拡大、新たなサービスの創造による県域の活性化に向け、滋賀ブランドの確立や情報発信など、国内外における「滋賀県」の認知度向上を図るための取組について、重点的に推進するとともに、部局を横断した全庁的な体制で取り組まれない。

特に、近江米・近江牛・甲賀忍者・信楽焼・近江の地酒・近江の茶について、広く普及・利用促進を図るため、普及啓発事業を実施されたい。

また、世界における日本食ブームにより、市と連携した中で県海外販路開拓事業を展開され、海外での普及に努められたい。

〔商工観光労働部に再掲〕

土 木 交 通 部

1 防災機能を持つ都市公園の施設整備補助金の 新設について

震災に備え、防災機能を持った都市公園の整備に当たり、計画当初から複数年かけて整備を行い、財源については国の社会資本整備総合交付金を見込んでいることから、継続的な予算配分を確保するとともに、あわせて県単独の防災・安全に係る施設整備補助金の新設を願いたい。

2 公園施設の長寿命化対策と財源の確保 について

国における安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現を図ることを事業の目的とされている公園施設長寿命化対策支援事業および都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業について、地方の事情や財政状況に配慮し、必要な財源を確保するとともに、交付対象事業の要件緩和および事業期間の延長を願いたい。また、予算編成においては、確実な予算措置を願いたい。

あわせて、県独自の都市公園長寿命化支援補助金制度および都市公園安全・安心対策緊急総合支援補助制度を創設されたい。

3 近江鉄道線の維持存続に対する取組について

令和6年度から公有民営方式による上下分離という新たな運行形態へ移行した近江鉄道線は、県全体の発展に係る重要な公共交通機関であることから、令和4年度に設立した第三種鉄道事業者の円滑な運営、特に今後の沿線市町の財政負担が増大しないよう、沿線市町や運行事業者との諸調整等に引き続き強力なリーダーシップを発揮され、次の事項について、特段の配慮を願いたい。

- (1) 鉄軌道等の維持管理には多額の費用負担が想定されることから、社会資本整備総合交付金の満額交付はもとより、鉄道施策等総合対策事業費補助の補助対象の拡充や補助率の引上げ、市町が鉄道を運行する際に負担する経常的経費を対象とした、新たな支援制度の創設など、更なる財政支援を国に働きかけられたい。
- (2) 近江鉄道線は県全体の発展に関わる重要な公共交通機関である。その近江鉄道線管理機構負担金について、鉄道対策事業債の対象となるよう、国に働きかけられたい。

〔新 規・総務部に再掲〕

4 地域交通の充実確保について

都市基盤の根幹となる総合交通体系の早期整備と県内地域交通の充実確保を図るため、市町の意見を十分に踏まえ、県として取り組まれるとともに、次の事項に関し、国・関係機関に対する継続的な働きかけについて、特段の配慮を願いたい。

- (1) 地域公共交通を支える新たな税制の導入検討に際しての市町に対する積極的な情報提供と意見聴取の実施
- (2) J Rおよび地方鉄道の整備促進
 - ア J R琵琶湖線の複々線化および草津線の複線化

- イ 自然災害等発生時における安全ならびに間引き運転等による最低限の移動手段の確保および早期運転再開に向けた復旧体制の充実と、これらを想定した訓練の定期的な実施
- ウ 輸送力の強化および列車ダイヤの増強改善
- エ 駅舎の新改築、改修およびエレベーター等駅施設のバリアフリー化の整備に係る滋賀県鉄軌道関連施設 整備補助金の予算確保および制度拡充ならびに高架等の高所に設置された鉄軌道駅のバリアフリー化の推進
- オ 全ての乗客の安全を確保するため、転落防止柵、ホーム幅の拡幅、電車の接近を知らせる設備等の整備に対する支援
- カ 交通体系（駅・バスや新たな移動システムの導入・パークアンドライド等）を核としたまちづくりの支援
- キ JRおよび地方鉄道の駅周辺のまちづくり事業（都市再生整備計画事業等）への支援
- ク 地方鉄道の利用促進策や来訪者および交流人口増の取組に対する支援
- ケ （仮称）びわこ京阪奈線建設構想の推進
- コ 北陸新幹線敦賀駅開業に合わせた、敦賀駅から関西空港駅までの新型特急の新設
- サ JR線のダイヤ減便前の本数の復活
- (3) 免許返納者・高齢者等に対する交通手段確保策の充実
- (4) 地域住民の日常に密着した地域公共交通に対する支援
 - ア 市町が運営を支援する鉄道や地域間幹線および地域内フィーダー系統バス路線に対する財政支援
 - イ 滋賀県コミュニティバス運行対策費補助金（コミュニティバス・デマンドタクシー）の新規路線、予約・配車システム導入および継続的運営を含む対象の拡充と財政支援（収支に応じた補助金額の設定等）

5 新たな地域交通体系構築等に対する支援について

地域公共ネットワークを担うバス路線については、継続した利用改善やコスト削減の努力にも関わらず、利用者の減少等により毎年経常欠損額が増大しているところである。

こうした中、高齢社会の進展や環境問題の観点からも公共交通の必要性は高まっていることから、免許返納者・高齢者等に対する交通手段確保策の充実を図るとともに、地域公共交通の継続的な維持および活性化を図るため、次の事項に関し、現行支援制度の拡充について、特段の配慮を願いたい。

- (1) 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金や地域間幹線系統確保維持費国庫補助金と併用できるよう滋賀県コミュニティバス等運行対策費補助金交付要綱を改正されるとともに、運行補助金事業の見直しについては市町の意見を聞く機会を十分に設けられたい。

また、同要綱の補助率の改善、コミュニティバス運行費補助金における上限額の撤廃、補助金限度額特例（設定）の撤廃、車両購入補助凍結の解除を検討されたい。

- (2) 国においては、全国交通系ＩＣカードの相互利用が可能なシステム経費や、公共交通利用者および外国人観光客が安心して利用できる公共交通の環境改善に向けたバスロケーションシステム導入等に要する経費に係る補助制度を創設されたことから、県においても、国の補助制度との協調補助を実施されるとともに、デジタルサイネージ等を用いたバスの案内情報などの利用環境の改善全般に対して、現行の県補助制度の見直しを含めた新たな補助金制度を創設されたい。
- (3) 国においては、交通事業者の担い手（運転者等）の不足と高齢化が慢性的に発生していることに加え、「２０２４年問題」により更に深刻化している状況に対し、バス・タクシー等公共交通事業者の人手不足対策として、交通事業

者に対して担い手（運転者等）募集に係る費用や二種免許取得等の教育費用に対しての補助を実施されていることから、県においても、国の補助制度との協調補助の実施など交通事業者の担い手（運転者等）確保に向けた支援を実施されたい。〔新 規〕

6 滋賀県道路整備アクションプログラムに基づく整備促進について

滋賀県道路整備アクションプログラムに基づき、地域の意見を反映し、真に必要な次の事項に係る道路整備について、特段の配慮を願いたい。

- （１） 長期安定的に道路整備が進められるよう、必要な予算を確保し、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づいた補助率等の引上げについては、道路舗装補修や道路改良工事などの市民生活に直結する工事についても対象事業とするとともに、補助率等の拡大と新たな財源の創設を検討されるよう国に働きかけられたい。
- （２） 道路局および都市局所管補助金や社会資本整備総合交付金等を活用した道路整備に必要な予算の確保ならびに運用の透明化を図られるとともに、特に供用開始を目前としている事業、完了時期を示されている事業や主要地間を結ぶ道路事業への重点配分など、事業効果を早期に発揮するため、前倒しによる事業実施を進められたい。
- （３） 今後、広域圏の再編が想定される中、隣接府県と本県を結ぶ重要路線を将来的な広域連携・交流の軸として県が戦略的に位置付け、重点的に整備促進を図られたい。
- （４） 幹線道路としての機能を有している市道の県道昇格を進められたい。また、市道整備の促進を図るため、社会資本総合整備事業に対する財政追加支援（事業費の４分の１

など)を検討されたい。

- (5) 高規格道路既指定路線の早期整備を図られたい。
- (6) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な予算、財源を確保し、県道、国道、バイパス道路、県施工の都市計画道路の早期整備を推進し、5か年加速化対策後も、予算、財源を確保して継続的に取り組まれたい。
- (7) 県域および隣接府県域を通過する高速道路への接続道路ならびに連絡道路の早期事業化を着実に進められたい。
- (8) 重要幹線の交通混雑緩和対策の早期推進を図られたい。
- (9) 歩道未設置箇所の歩道整備を推進されるとともに、県道における連続照明の整備について早急な対応を願いたい。
- (10) 原子力防災対策の観点から、広域的な避難道路や迂回道路の整備など、緊急事態にも対応できる道路整備を推進されたい。
- (11) 異常気象災害に対応できるよう、代替道路の整備や県道の複線化など、災害に強い道路網整備を推進されたい。
- (12) 橋梁やトンネルなどの重要構造物および道路について、計画的な点検・長寿命化修繕による適切な維持管理や更新が行なえるよう、県においても財政面および技術面での支援を願うとともに、同様の支援について国に働きかけられたい。

7 新名神高速道路の早期整備と改良について

新名神高速道路は、人流と物流の大動脈として日本経済を牽引する高規格道路網の核をなす高速自動車国道であり、安全で安心できる強靱な国土を構築する上で、最優先に取り組むべき重要な社会基盤施設である。

亀山ジャンクションから草津田上インターチェンジ間、49.7 kmが供用され、経済効果や市民生活の利便性の向上など、大きな効果をもたらしており、また、南海トラフ地震など防災面の観点からも、

平成24年4月に再着工された大津以西の「大津～城陽」、「八幡京田辺～高槻」間の早期整備が求められている。

については、国および高速道路会社に対して、次の事項に関し、働きかけられるとともに、県においてはスマートインターチェンジの整備に係る連絡路等、周辺道路の整備について、特段の配慮を願いたい。

- (1) 再着工された「大津～城陽」、「八幡京田辺～高槻」間の早期整備を図られたい。
- (2) 土山サービスエリア周辺にあるレベルバンクを活用し、誘客施設建設事業等の実施による地域活性化と利用効率の促進を図られたい。

また、県主導の地域活性化インターチェンジである甲南インターチェンジ・パーキングエリアにおいて、流出経路設置により周辺地域の活性化と、パーキングエリアからインターチェンジへの利活用を図られたい。

- (3) 県南部地域の活性化を図るため、亀山西ジャンクションから大津ジャンクション間の早期6車線化の完了と大津ジャンクションから高槻ジャンクション間の6車線化の推進を図るとともに、(仮称)新名神大津スマートインターチェンジの本線同時供用を図られたい。

8 交差点および通学路等の安全対策について

通学路における通学途中の児童・生徒が被害者となる交通事故が多発しており、各市町では通学路等（保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設の散歩コースを含む。）の安全を確保するために、関係機関との連携のもと、通学路等の安全点検を実施し、安全対策について早急な対応を図っているところである。

については、子ども達が安全に通園・通学や活動ができる道路整備を行なえるよう、補助金や交付金要望額の満額確保について国に働きかけられるとともに、保育所や幼稚園の園外活動における安全対

策への財政支援について特段の配慮を願いたい。

また、県道において安全対策が必要な箇所が多数あることから、ラウンドアバウト交差点、ガードレール、ボラード、ガードポール、車止め、グリーンベルト等の設置のほか、スクール・ゾーンにおける交通時間の規制やゾーン30等の交通規制の拡充を推進されるとともに、新たな補助制度の創設や交差点安全対策設置基準の制定、信号機設置の指針の弾力的運用、規制標示の補修など、交差点や通学路等の安全対策について、公安委員会とのより一層の連携を図り、道路管理者としての主体的な取組を願いたい。

〔教育委員会に再掲〕

9 県道における早期かつ効果的な除雪対応について

大雪を自然災害として捉え、冬季の降雪時における市民生活、救急搬送等の緊急時への影響を最小限に抑えられるよう、幹線的道路である県道の早期かつ効果的な除雪対応を図られるとともに、市が行う除雪で生じた雪の排雪地の確保が課題となっていることから、空地をはじめ複数の排雪地を提供願いたい。

また、地域によって東西南北に距離が長く、降雪状況が異なるため複数の道路カメラ（臨時的）により路面や積雪状況を把握することが有効であることから、引き続き、道路カメラを設置願いたい。

さらに、降雪、積雪状況による高速道路や国道の予防的通行止めが行われる際には、連携を図り、事前周知を願うとともに、地域内道路への影響が多大であることから、慎重に実施されるよう働きかけられたい。

10 ダム建設促進と治水対策について

県内で計画されているダム建設については、河川管理者である国および県、さらには地域や有識者も参加し、半世紀近くに及ぶ議論がなされ、治水安全度を早期に高める手段として位置付けられてきたところである。

については、流域住民の生命と財産を守ることは行政の重要な責務であり、県民が安全・安心な生活を送れるよう、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 大戸川ダムについては、ダム本体工事の早期着工および準備工事の早期完成ならびに河川改修および維持管理について特段の配慮を願いたい。
- (2) 一級河川安曇川については、北川ダム建設事業と同等の安全度を備えた河道改修等について所定の事業費の前倒しにより早期完成が図れるよう特段の配慮を願いたい。

また、北川ダム周辺地域整備事業の計画的な進捗を図るため、北川水源地域振興事務所の現体制を維持願いたい。

- (3) 一級河川芹川について、流域住民が安全で安心して暮らし続けることができる治水安全度を確保した具体案の検討を早急に行い、流域住民に公表し、治水対策を進められたい。

また、平成30年に戦後最大洪水（概ね30年確率）が安全に流下するよう河道内の堆積土砂の除去を完了されたが、令和4年8月には上流域で連続雨量450mmを観測する集中豪雨が発生しており、土砂が下流へ流される等の状況や経年により変化していることから、継続的かつ確実な維持管理に努められるとともに、調査結果に基づく堤防強化を早期に完了されたい。

11 河川の整備促進について

社会資本整備重点計画に係る改修事業について、滋賀県流域治水基本方針においても根幹的な治水対策と位置づけられる河川整備について、より積極的な取組と事業推進が図られるよう所要額の確保を願うとともに、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 近年、全国各地で頻発する「ゲリラ豪雨」と呼ばれる局地的な集中豪雨や線状降水帯の発生による想定を超える大雨、台風により、県内でも甚大な被害が発生していることから、瀬田川洗堰が全閉となることのないよう適正な管理を願うとともに、早期に治水対策を確立されたい。

さらに、流域治水を推進するための技術的支援および予算制度・税制など、関係機関が協働できる支援方策を充実願いたい。

また、市街地においては都市型洪水の発生が頻発していることから、遊水池の整備等の流域治水対策が進むよう早急に対応願いたい。

- (2) 公表されている滋賀県の河川整備方針や地先の安全度マップの検討結果に基づき、地域の実情に応じて特に天井川等緊急に改修を必要とする一級河川の整備促進に向けた具体策を早期に検討され、実施されるとともに、流域全体で取り組む総合的な治水対策についても、調査・研究を行い、有効な施策を実施されたい。

- (3) 環境面と治水面に配慮し、天井川の改修や一級河川の整備と管理者として十分な維持管理ができるよう大幅な予算の増額を行い、緊急浚渫推進事業債を活用して、流下能力を確保するための雑木伐採および浚渫等適切な維持管理を願いたい。あわせて、現在の緊急浚渫事業債が終了する令和7年度以降も安定的に維持管理予算の確保を国に働きかけられたい。

また、県民に親しまれる河川であるためにも、瀬切れが生じる河川においては、年間を通じて水の流れのある川としての維持・整備を願うとともに、計画のない上流河川に

については、親水や環境対策としての浚渫、除草、伐採等を行われたい。

- (4) 一級河川は堤体が広大であることから、年2回以上の除草作業と不法投棄防止を含む施設の定期パトロールを実施することにより、適正な施設維持管理の確保を願いたい。

また、不法投棄による廃棄物が確認された場合は、河川管理者において積極的に除去・処分に努められたい。

- (5) 地域団体が行う河川愛護活動事業に対する集草処分経費等の財政支援および人的支援、または制度設計の見直しを願いたい。

また、地域の担い手不足により、河川愛護活動自体の実施が難しい地域においては、一級河川管理者である県で除草・清掃・浚渫を実施されるよう予算と体制を確保願いたい。

12 宅地造成および特定盛土等規制法施行に伴う移譲事務交付金について

宅地造成および特定盛土等規制法が令和5年5月に施行され、令和7年度からの運用開始に先立ち、現在、県から市への事務移譲に向けての協議が進められている。事務移譲を受ける市にとって事務負担が大きく増加することから、県による継続的な人的、財政的支援が必要であり、運用開始後の事務量に見合う十分な移譲事務交付金を提示したうえで、移譲協議を進められたい。

また、県と委任市間の定期的な連絡会議を開催するなど、情報共有体制を充実するとともに、緊急対応等が必要となった場合の連携体制を明確にされたい。

13 土砂災害防止対策の推進について

近年、局地的な集中豪雨が頻発する傾向が強まり、山崩れ、土石流等の土砂災害の発生の危険度が高まっている。土砂災害から尊い人命と貴重な財産を守り、個性豊かで活力ある湖国づくりを実現できるように、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 山崩れ、土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩に関する砂防施設の整備を促進するために、治山・砂防・急傾斜地崩壊対策関係予算の所要額の確保、ならびに単独治山（補助営）事業の採択要件である危険区域の見直しや各事業の早期採択および実施を願いたい。
- (2) 土砂災害警戒区域および特別警戒区域の土砂災害対策について、県による積極的な対応を願いたい。特に、急傾斜地崩壊事業に関して、県事業の要件緩和を図るとともに、国庫補助基準の要件緩和について国へ働きかけられたい。
さらに、市町急傾斜地崩壊対策事業にあっては、市町の現状に応じた採択基準の見直しを図られるとともに、必要な予算を確保されたい。

〔琵琶湖環境部に再掲〕

14 既存建築物耐震改修促進のための補助金の拡充について

既存住宅の所有者の経済的な負担を軽減し、耐震改修を促進するため、既存建築物耐震改修促進のための補助事業について、補助金制度の拡充と必要な財源の確保を願いたい。

〔新 規〕

15 農業振興地域の農用地区域の変更と地区計画の調整方針の柔軟な対応について

市街化調整区域内の市街地化の傾向が著しい市街化区域縁辺部および人口減少と高齢化の進行により地域コミュニティの維持が困難となっている区域において、市町長が対象区域に農業振興地域の農用地を含んで地区計画を定めようとするときに、農林水産大臣および県知事に協議を行い、協議が調った場合に限り、当該地区計画の対象区域について、県知事は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の区域を変更し、またはその指定を解除することに同意されるが、現実的には地区計画を目的とした農業振興地域の区画変更は不可能という状態となっている。ついては、地域の実情を鑑み実現することを前提に、県庁内の農政所管部と都市計画所管部が共有、調整されるとともに柔軟な対応を願いたい。

教 育 委 員 会

1 生徒指導教員等の配置の充実について

(1) 児童生徒支援加配教員や生きる力加配教員等の配置基準を見直し、全ての小中学校においてきめ細やかな指導ができるよう増員配置を願いたい。

(2) 外国人児童生徒の教育に当たる日本語指導担当教員の基礎定数化を行うとともに、県が独自で地域の実情に応じた教員定数の改善や非常勤講師の併任の拡充を行うなど、人的配置に対する財政措置の充実を図られたい。

また、多言語化する母国語に応じた通訳や翻訳（翻訳ソフト含む。）の日本語支援相談員（支援員）の増員配置および補助金の増額ならびに日本語初期指導教室への通学費に係る補助金の創設を願いたい。

(3) 小学校における英語教育の充実を図るため、一部教科担任制への移行も見据え、全ての小学校に外国語活動の指導に対応できる外国語指導助手等をはじめとする教員の配置や教員全体の指導力向上に向けた英語専科指導教員の増員配置など、全ての小学校に外国語活動の指導に対応できる教員の更なる拡充を願いたい。

(4) 普通学校の特別支援学級において、児童・生徒の障がいが重度化、多様化している現状を踏まえ、その程度・人数に応じて特別支援教育加配教員の配置の改善を願いたい。

また、特別支援教育対象児童生徒への指導を目的とした教員の配置および施設の整備や、在籍児童生徒数や通常学級における特別な支援を要する児童生徒数に応じて、通級指導教室を設置し、施設整備の補助や通級指導担当教員の更なる増員配置を願いたい。

(5) 養護教諭複数配置の基準の見直しを図り、養護教諭の配置の拡大を願いたい。

(6) 複雑化・多様化する養護教諭の業務負担の軽減や市全体

の養護教諭の資質向上のため、正規職員で、一市全域を担当する養護教諭を追加して配置されたい。

- (7) 公立学校の学校図書館の充実のために、各学校への学校司書の配置を制度化されたい。
- (8) 各小中学校における特別支援教育コーディネーター業務に専念できる人的配置について特段の配意を願いたい。
- (9) 小中学校における特別支援学級の編制基準の引き下げとそれに伴う教職員定数の改善について特段の配意を願いたい。
- (10) 栄養教諭等の加配および配置基準について、調理場用務に対する作業および学校における食育の推進など、期待される内容に現行基準が応えられていないという現状からも、基準の見直しについて国に働きかけられたい。

また、県においては、現行基準のみの配置ではなく、現状を踏まえ、引き続き加配などについて柔軟に対応されたい。

2 小中学校の業務改善の推進について

小中学校の教職員の業務負担を軽減するため、学校の業務改善の推進について、県としても一層積極的に取り組まれるよう、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 県が実施する調査、会議、研修の見直し
- (2) 共同実施職員の加配に関する自治体格差の是正
- (3) 小中学校の臨時講師、非常勤講師ができる人材の確保
および学校の要望に応じた紹介システムの構築と学校現場に適した人材の紹介
- (4) 教職員定数における基礎定数や加配教員の拡充を行うことによる各校の担任外教員の増員
- (5) 大規模校における教頭の複数配置および主幹教諭の配置
- (6) 業務アシスタント（教員の事務作業や連絡調整等の業務

を補助する者）の配置

(7) 部活動に係る指導員等人的支援の拡大

(8) 正規教員が産育休や病休等を取得した際の補充教員（非正規教員）が不足しているため、年度初めの産育休の取得者状況を見込んだうえで、余裕を持った正規教員の採用および非正規教員を確保するための柔軟な雇用体制の構築

3 小中一貫教育実施のための教員加配について

今後も継続して、小中一貫教育を推進していくための加配教員の配置を願いたい。

4 35人学級の実現について

小中学校において現在指摘されている諸問題（学力問題、不登校問題、いじめ問題、非行問題、特別支援教育の充実に係る問題等）を解決し、市民の付託に応える充実した教育を実現させるために、小中学校すべての学年で完全35人学級編制を実施することが必要である。公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律により、小学校の学級編制の標準を35人に引き下げることとなったが、段階的な実施のため小学校6年生の引下げは令和7年となり、中学校での35人学級編制については触れられていないことから、滋賀県学級編制基準を見直し、基準2の「中学校第2学年ならびに第3学年の1学級の人数は20人以上であることとする。」という縛りの完全撤廃、それに伴う教員配置数の改善を図り、平成30年度の弾力的な運用でなく、第2学年と第3学年に対しても加配ではなく定数配置による完全35人学級編制の早期実施を願いたい。

また、35人学級制導入による実学級と標準学級との差に伴う

校舎の増改築には、国が定める必要面積には算入されないため、一部県費負担による施設整備制度の創設を願いたい。

なお、各学校が抱える課題については、それぞれ状況が異なるため、今後、校長の具申を通して柔軟に対応できる学級編成実施の仕組みの構築と定数のあり方について検討願いたい。

5 いじめ、不登校等に対する対策について

いじめの未然防止・早期発見・早期対応、不登校や問題行動等への適切な対応のため、子どもの変化を見抜く目などの教職員の資質向上をはじめ、複雑・多様な対応等が図れるよう、次の事項に関しての早期対策について、特段の配慮を願いたい。

- (1) いじめをはじめとする子どもが抱える課題解決のための加配教員や支援員の配置
- (2) いじめ予防対策としての人員配置に係る補助金の予算化
- (3) 県教育委員会内にある緊急支援専門家チームが市の要請に応じて速やかに派遣できるシステムの拡充
- (4) スクールカウンセラーについて、緊急に派遣するシステムの拡充、増員およびすべての小中学校への常時配置ならびにスクールソーシャルワーカーの増員および配置時間数の拡大に係る更なる予算確保と国への働きかけ
- (5) いじめの問題や不登校および就学の継続が危ぶまれる生徒に対して、早期に学習や進学に関する意欲を回復させるために、校内教育支援センターの適切な運営に不可欠な支援員の各校1名ずつの配置や、よりきめ細やかな指導と小学校、中学校、高等学校、家庭および行政間の緊密な連携・切れ目のない支援体制の構築
- (6) 学校生活に不適應を抱え、不登校になる児童生徒が増加していることから、不安や悩みに寄り添いサポートを行う教員以外の加配職員に対する更なる支援

6 スクールロイヤー配置に向けての補助の 拡充について

虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会は増加している。スクールロイヤーの配置については、令和2年度から、都道府県および指定都市教育委員会における弁護士等（スクールロイヤー）への法務相談経費について、普通交付税措置が講じられているが、より迅速な対応を求められることから、各市町単位での補助を願いたい。

7 中学校運動・文化部活動の地域移行について

- (1) 中学校における教師の長時間勤務の主な要因の一つである部活動については、地方公共団体や教育委員会が、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えたうえで、将来的には部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきであるとの方針であることから、地域移行を支援するコーディネーターの配置を願いたい。

また、国の部活動の地域移行に向けた実証事業による一時的な配置では、事業終了とともに引上げとなることになり、実施期間につながった関係団体との信頼関係が破綻し混乱をきたすことになることから、継続的な配置が可能となるよう財政支援の拡充を願いたい。

- (2) 中学校運動・文化部活動の地域移行に関して、国が令和7年度末までとしている改革推進期間終了後の県としての方

向性を早急に明示するとともに、令和８年度以降も、国の動向を問わず、県からの補助や推進体制に係る支援を拡充し、県内の全ての中学生のスポーツ・文化活動が持続可能なものとなるよう施策の充実に努められたい。〔新 規〕

〔文化スポーツ部に再掲〕

８ G I G Aスクール構想に基づく学校の I C T環境整備について

教育現場における I C T環境を充実させるため、次の事項について国に働きかけられるとともに、県においても特段の配慮を願いたい。

- (１) 保守管理・修繕費用、通信に係る費用、ソフトウェアに係る費用等のランニングコストは国庫補助対象外となっており、市町にとっては多額の財政負担となることから、適切な財政措置が拡充、継続されるよう国に働きかけられたい。
また、１人１台端末の更新についても、適切な財政措置が行われるよう国に働きかけられたい。
- (２) 高校入学時のタブレット端末の購入費用を無償化されたい。
- (３) 教職員の誰もが今後、効果的に I C T機器を利用して、授業の狙いを達成し、分かりやすい授業を実現するために、I C T推進員および I C T支援員の確保・配置および教職員の知見をボトムアップする研修等を県が主体となって実施されたい。
- (４) 学習用デジタル教科書については、国庫補助の継続と対象学年・対象教科の拡大を行うとともに、将来的には現在の紙の教科書同様、無償化されるよう国に働きかけられたい。

- (5) 授業に活用できるデジタルコンテンツの整備および著作権の対応として、教員が自由に利用できる仕組みを構築することと、著作物を使用するための補償金制度における令和3年度からの有償化に対して、地方の負担を伴わない制度の恒久化について国に働きかけられたい。

9 日本語初期指導教室に係る支援について

平成31年4月の出入国管理及び難民認定法（入管法）の改正により、日本に入国・在留する外国人の数は継続して増加傾向にある。これに伴い、日本語初期指導が必要となる児童生徒も増加している。加えて、令和元年6月に施行された日本語教育推進法では、「我が国に居住する外国人が、日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する」とされており、国内における日本語教育の機会拡充のための外国人児童生徒に対する日本語教育の一層の充実がうたわれている。これらを踏まえ、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 外国人受け入れ拡大に対応した日本語指導等への支援事業の拡充
- (2) 日本語初期指導教室設置に係る補助金制度の創設

10 外国語教育・国際理解教育推進に向けた支援の充実について

質の高い外国語教育を安定的に確保するため、語学指導を行う民間事業者によるALTを雇用した際の費用に対する財政支援について国に働きかけられたい。

11 医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援について

たんの吸引や経管栄養、人工呼吸等の医療的ケアが必要な児童生徒が安全に安心してスクールバスを利用して通学でき、保護者も安心して任せられる通学支援体制の整備や児童生徒の送迎における保護者の負担軽減だけでなく通学保障となるよう、県において更なる有効かつ恒久的な施策の検討を願うとともに、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) 現行の県制度では、通学支援事業を利用できる回数が学校から自宅等の間の片道を1回とカウントし、年間12回までと制限されているが、保護者の負担軽減を図るとともに、医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者であっても就労機会を確保できるよう、受け皿となる事業者の拡充を含めた体制整備を検討し、対象児童生徒が利用回数や発着場所の制限なく利用できるよう見直しを願いたい。
- (2) 事業所調整、契約、支払事務等を県内各市町が担っているが、事業実施者としての役割、責任が見えてこない。については、事業所調整は、地域の実情があり市町が担うところであるが、契約、支払事務については、事業所の事務が煩雑となるため一括して県が担われない。

12 教育環境の整備・充実について

- (1) 市町の小中学校に「地域の子は地域の学校で」の理念の下、重い障がいのある児童が入学される傾向が増えている。しかしながら、その児童に対応できる環境や人員が整っていないことから、特別支援学級の定員を見直し、各学級を担当する多人数アシスタントと専門性を持った人員の適正な配置をはじめとした支援体制の構築を願いたい。
- (2) 少子化に伴う学校の再編に関する義務教育施設の新増築

や改修に対する負担率・補助率の引上げおよび確実な予算の確保と、スクールバス運行経費に対する既存制度としてのへき地児童生徒援助費等補助金の補助対象経費の拡大および補助期間の延長、閉校後の教育施設の活用に対する国財政支援制度の拡充を国に働きかけるとともに、これらの学校再編に伴う支援に係る県制度の創設を願いたい。

- (3) 仮設校舎やリース校舎などの一定期間のみ使用する施設については、国庫補助対象外とされていることから、一時的な利用に供する施設整備に対しても補助対象として取り扱われるよう国に働きかけられたい。

13 学校施設環境改善交付金の拡充について

学校施設環境改善交付金について、長寿命化改良事業および大規模改造事業（空調設備設置・トイレ改修等）の要件緩和および大規模改修事業（老朽）の再設置、建築単価の更なる引上げ、ならびに事業採択を行い、改築事業の際に負担金同様、前向き資格による加算を適用するとともに、優先的に事業採択されるよう国に働きかけられたい。

14 社会教育施設の整備に対する補助制度の創設について

公民館など社会教育施設のユニバーサルデザイン化、特にエレベーターやトイレの設置等の費用について、国においては公共施設等適正管理推進事業債にユニバーサルデザイン化事業が追加され、国からの財政支援が新設されたことから、障がい者の多様な学習活動を総合的に支援する取組・体制の充実を図れるよう、県においても県独自の財政支援制度を創設されたい。

15 県立高校における職業系学科系列の充実について

人口減少社会が進む中、「ものづくり企業」が多く立地する本県においては、かねてより製造業従事者の確保が喫緊の課題となっていることから、より幅広く地域に貢献できる人材を育成するため、県立高校に工業系学科等の職業系学科系列の増設を願いたい。

また、工業デザインやITを活用した学習など、魅力的で就職を見据えた学科を創設されたい。

〔商工観光労働部に再掲〕

16 交差点および通学路等の安全対策について

通学路における通学途中の児童・生徒が被害者となる交通事故が多発しており、各市町では通学路等（保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設の散歩コースを含む。）の安全を確保するために、関係機関との連携のもと、通学路等の安全点検を実施し、安全対策について早急な対応を図っているところである。

については、子ども達が安全に通園・通学や活動ができる道路整備を行なえるよう、補助金や交付金要望額の満額確保について国に働きかけられるとともに、保育所や幼稚園の園外活動における安全対策への財政支援について特段の配慮を願いたい。

また、県道において安全対策が必要な箇所が多数あることから、ラウンドアバウト交差点、ガードレール、ボラード、ガードポール、車止め、グリーンベルト等の設置のほか、スクール・ゾーンにおける交通時間の規制やゾーン30等の交通規制の拡充を推進されるとともに、新たな補助制度の創設や交差点安全対策設置基準の制定、信号機設置の指針の弾力的運用、規制標示の補修など、交差点や通学路等の安全対策について、公安委員会とのより一層の連携を図り、道路管理者としての主体的な取組を願いたい。

〔土木交通部に再掲〕

警 察 本 部

1 警察施設の新築・移転および警察官の増員について

県民生活の安全と地域社会の平穏を守るためには、警察体制の充実是不可欠であることから、拠点となる警察施設（警察署）の整備を図りたい。また、各地域における防犯機能の向上を図るため、常時警戒、防犯機能等を持つ交番、駐在所を地域の実情を踏まえ早期設置されるとともに、更なる警察官の増員についても特段の配慮を願いたい。

2 交通事故防止に向けた取組について

高齢者や児童などのいわゆる「交通弱者」を事故から守る交通安全施設は重要なものである。

ついては、年々道路整備が進む中、交差点や通学路等の安全対策は市民生活に直結し喫緊の対応が必要なことから、道路管理者との連携により、信号機設置の指針の弾力的な運用、道路標識や横断歩道等の交通安全施設（主に公安委員会所管施設）の未設置箇所への早期設置、見えなかった規制表示の迅速な補修、および交通安全思想の普及・啓発に努められ、これら関連予算の確保について特段の配慮を願いたい。